

川崎市臨海部防災対策計画

資 料 編

令和 7-2 年 4-3 月

川崎市

川崎市川崎市臨海部防災対策計画 資料編 目次

第1部 総則

第2章 臨海部の概況

1 特定事業所数の推移	1
2 臨海部 町丁別 世帯数・人口 産業大分類別 事業所数・従業者数一覧	2
3 臨海部の地質・地盤	3

第2部 災害想定

第2章 津波災害

1 川崎市地震被害想定調査結果（津波による被害）の抜粋	6
-----------------------------	---

第3部 災害予防計画

第2章 防災関係機関における予防対策

1 自衛防災組織における「消防技術説明者制度」の趣旨	15
----------------------------	----

第3章 公共施設等の安全対策の推進

1 川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図	19
2 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領	20
3 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と 「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書	22
4 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との 水門操作情報の共有についての覚書	23

第4章 津波対策

1 津波避難施設一覧	24
2 指定避難所・広域避難場所	26

第5章 情報連絡体制の整備

1 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に 関する覚書	27
2 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に 関する協定書	28
3 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県乗用 自動車協会川崎支部ほか）	29
4 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマ チュア無線情報ネットワーク）	30
5 関東地方非常通信協議会会則	31
6 川崎市防災行政無線管理運用規程	34
7 川崎市防災行政無線管理運用要綱	39
8 川崎市防災行政無線系統図	44
9 同報系屋外受信機設置一覧表（川崎区、幸区、中原区）	45
10 雨量・水位・潮位観測局設置図	47

第7章 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者一時滞在施設	48
2 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	
(1) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（九都県市）	49
(2) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（四県市）	52

第8章 臨海部事業所、市民等への情報提供

1 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送）	54
2 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、 アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送）	57
3 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定 （イッツ・コミュニケーションズ、ジェイコム、YOUテレビ）	58
4 放送と通信サービスを活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イッツ・コ ミュニケーションズ株式会社、YOUテレビ株式会社、株式会社ジェイコムイースト 町田・川崎局）	60
5 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会 社テレビ神奈川）	68
6 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ）	70
7 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（合同会社ク リエイティブワークス、ダイドードリンコ株式会社）	71
8 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	74

第4部 応急対策

第1章 防災組織体制

1 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱	77
2 神奈川県下消防相互応援協定	81
3 東京湾消防相互応援協定	83
4 東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定	85
5 東京消防庁・川崎市消防相互応援協定	86
6 扇島に関する消防業務協約	87
7 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定	89
8 東京湾アクアライン消防相互応援協定書	91
9 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	93
10 東京電力株式会社東西連係ガス導管消防相互応援協定書	97
11 緊急時における消火薬剤需給協定書	100
12 東京湾排出油等防除協議会会則	102
13 川崎管内排出油等防除協議会会則	105
14 災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目（日本埋立浚渫協会関東支部）	108
15 災害時における救援活動に関する協定・実施細目（川崎港運協会、港湾貨物運送 事業労働災害防止協会川崎支部）	115

16	災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目(神奈川県倉庫協会)	118
17	災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書(神奈川県建設重機協同組合)	128
18	災害時における緊急輸送の応援に関する協定(神奈川県トラック協会川崎支部)	130
19	川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書(国土交通省関東地方整備局)	132
20	京浜港台風対策協議会会則	134
1 21	京浜港船舶津波対策協議会会則	27138
22	九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目	141
2 23	京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則	30146
24	臨時離着陸場一覧表	150
第3章 災害の防ぎょ活動		
1	災害応急措置に係る相互応援確認書	34153
2	石油コンビナート等特別防災区域内の備蓄消火薬剤等の状況	36155
3	京浜港(横浜・川崎)における津波対策に関する関係機関との合同指針	37156
第4章 避難対策		
1	臨海部各島の避難にあたっての留意事項	40159
第6章 医療救護対策		
1	川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目	160
2	川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定	165
3 (1)	川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定	167
3 (2)	川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定	169
4	川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定	170
5	川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定	171
6	川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定	173
7	川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における業務協力に関する協定	175
8	川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」(東邦薬品、アルフレッサ、メディセオ、スズケン)	176
第9章 緊急輸送対策		
1	災害時における応援に関する協定(川崎建設業協会)	178
2	災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定書(神奈川県測量設計業協会川崎支部)	180
3	緊急交通路指定想定路・緊急輸送道路一覧表	183
第10章 災害救助法の適用		
1	災害救助基準	187

第11章 生活関連施設の応急復旧活動

1 災害時応急給水拠点一覧表＜川崎区＞	191
2 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目	193
3 東京都との緊急応援に関する業務協定	203
4 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書・管理運用協定 ・確認書	204
5 横浜市との緊急応援に関する業務協定	210
6 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項	211
7 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	214
8 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する 協定・実施要領	220
9 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則	230
10 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水 の実施に関する協定書	234
11 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・覚書	235
12 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	242
13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	246
14 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定（川崎 市環境整備事業協同組合）	254

参考 東海地震に関する事前対策計画

第1章 総則

第1節 計画の目的	41
第2節 東海地震に関する事前対策の体系	42

第2章 東海地震に関する予防対策計画

第1節 特定事業所等	43
第2節 本市	45

第3章 東海地震に関する地震防災応急対策

第1節 市の活動体制等	46
第2節 情報の受伝達及び広報	47
第3節 警戒措置	49
第4節 警備対策	50
第5節 交通対策	52
第6節 緊急輸送対策	53

1 特定事業所の推移

(令和6年4月1日現在)

	第一種 事業所数	第二種 事業所数	計
昭和52年	43	34	77
昭和56年	41	32	73
昭和62年	40	34	74
平成元年	40	33	73
平成 3 年	39	32	71
平成 4 年	39	32	71
平成 5 年	38	32	70
平成 6 年	37	33	70
平成 7 年	36	33	69
平成 8 年	36	33	69
平成 9 年	36	32	68
平成10年	34	32	66
平成11年	34	32	66
平成12年	33	29	62
平成13年	30	25	55
平成14年	30	26	56
平成15年	30	26	56
平成16年	30	25	55
平成17年	29	24	53
平成18年	28	24	52
平成19年	28	27	55
平成20年	28	28	56
平成21年	28	27	55
平成22年	28	27	55
平成23年	28	27	55
平成24年	27	25	52
平成25年	27	25	52
平成26年	27	25	52
平成27年	26	25	51
平成28年	26	25	51
平成29年	25	25	50
平成30年	25	25	50
令和元年	24	26	50
令和 2 年	23	26	49
令和 3 年	23	25	48
令和 4 年	23	25	48
令和 5 年	22	25	47

【修正前】

第 1 部第 2 章 臨海部の概況

1 特定事業所数の推移

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	第一種 事業所数	第二種 事業所数	計
昭和 52 年	43	34	77
昭和 56 年	41	32	73
昭和 62 年	40	34	74
平成元年	40	33	73
平成 3 年	39	32	71
平成 4 年	39	32	71
平成 5 年	38	32	70
平成 6 年	37	33	70
平成 7 年	36	33	69
平成 8 年	36	33	69
平成 9 年	36	32	68
平成 10 年	34	32	66
平成 11 年	34	32	66
平成 12 年	33	29	62
平成 13 年	30	25	55
平成 14 年	30	26	56
平成 15 年	30	26	56
平成 16 年	30	25	55
平成 17 年	29	24	53
平成 18 年	28	24	52
平成 19 年	28	27	55
平成 20 年	28	28	56
平成 21 年	28	27	55
平成 22 年	28	27	55
平成 23 年	28	27	55
平成 24 年	27	25	52
平成 25 年	27	25	52
平成 26 年	27	25	52
平成 27 年	26	25	51
平成 28 年	26	25	51
平成 29 年	25	25	50
平成 30 年	25	25	50
平成 31 年	24	26	50

2 臨海部 町丁別 世帯数・人口 産業大分類別 事業所数・従業者数一覧

町丁名(注)	世帯数	人口	農林漁業		鉱業・採石業・砂利採取業・建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業・郵便業		卸売業・小売業			
			事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
臨海部	9,918	16,908	2,360	63,564	1	20	217	2,608	488	24,413	12	230	13	677	584	17,173	309	4,757
池上新町3丁目	109	139	-	1,419	-	-	3	70	5	26	-	-	1	10	15	490	8	97
浮島町	1	1	153	6,595	-	-	10	103	27	4,220	-	-	-	-	51	1,076	11	52
江川1丁目	477	918	12	115	-	20	-	-	4	20	-	-	-	-	-	-	2	15
江川2丁目	874	1,579	29	1,371	-	-	3	13	3	13	-	-	-	-	2	20	4	14
小島町	12	12	74	2,417	-	-	5	40	30	1,814	-	-	-	-	12	309	5	66
堤浜1丁目	597	1,248	59	814	-	-	2	4	15	459	-	-	1	1	6	161	6	46
堤浜2丁目	423	649	67	695	-	-	15	157	39	366	-	-	-	-	3	74	11	90
堤浜3丁目	316	435	104	1,772	-	-	7	61	17	252	-	-	-	-	16	667	7	38
堤浜4丁目	62	67	48	810	-	-	1	2	2	50	-	-	-	-	2	62	6	38
田町1丁目	284	401	22	205	-	-	3	22	5	40	-	-	-	-	4	50	10	76
田町2丁目	1,196	2,367	43	1,049	-	-	7	150	18	217	-	-	-	-	5	135	8	93
田町3丁目	282	365	47	802	-	-	11	66	12	1,748	2	55	-	-	44	903	6	40
千鳥町	8	107	107	3,273	-	-	5	77	6	77	-	-	-	-	2	147	10	171
殿町1丁目	1,102	2,018	49	823	-	-	4	329	7	105	-	-	-	-	3	19	4	31
殿町2丁目	681	1,228	46	329	-	-	5	38	14	759	1	1	444	5	252	14	642	
殿町3丁目	694	989	88	2,690	-	-	6	52	19	1,253	2	90	3	16	223	7,054	60	1,624
東厩島	5	5	380	11,017	-	-	7	77	15	128	-	-	1	8	2	42	11	174
日ノ出1丁目	761	1,070	61	591	-	-	6	56	22	375	-	-	1	8	9	131	3	57
日ノ出2丁目	664	954	92	857	-	-	6	137	23	1,693	-	-	-	-	25	1,162	11	148
水江町	-	93	57	3,732	-	-	15	129	5	1,165	-	-	1	11	6	53	6	47
夜光1丁目	2	2	19	386	-	-	2	16	1	132	-	-	-	-	6	56	3	17
夜光2丁目	-	-	25	552	-	-	10	23	5	122	-	-	-	-	9	322	4	16
夜光3丁目	-	-	35	320	-	-	8	62	2	5	-	-	-	-	4	84	9	75
四谷下町	7	129	2,357	9,361	-	-	6	65	57	981	-	-	-	-	16	419	12	167
浅野町	7	738	43	936	-	-	7	75	5	141	-	-	-	-	6	168	8	25
池上町	1	1	88	2,422	-	-	182	36	38	1,423	-	-	-	-	7	167	20	387
大川町	-	-	66	3,662	-	-	24	409	10	2,689	-	-	-	-	5	173	11	52
厩町	34	44	145	3,754	-	-	26	227	29	1,387	6	76	1	7	39	1,284	7	23
銅管通5丁目	26	41	16	249	-	-	2	29	4	42	-	-	-	-	1	130	3	24
白石町	17	28	53	2,142	-	-	2	-	9	1,053	-	-	-	-	24	546	7	195
田辺新田	3	3	43	1,799	-	-	2	37	2	827	-	-	1	16	17	594	8	143
南渡田町	2	3	62	2,667	-	-	5	137	13	541	-	-	3	164	5	117	10	65

町丁名(注)	金融業・保険業		不動産業・サービス業		学術研究・専門・技術サービス業		宿泊業・飲食サービス業		生活関連サービス業・娯楽業		医療・福祉		総合サービス事業		サービス業(他に分類されないもの)			
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		
川崎区	2	855	146	2,998	100	2,998	98	1,015	34	3,622	557	10,180	39	360	768	17,440		
池上新町3丁目	-	-	3	478	1	19	-	-	-	-	-	4	96	-	2	133		
浮島町	-	38	10	132	-	7	62	-	-	-	-	1	1	-	33	911		
江川1丁目	-	-	-	-	-	3	9	-	-	-	-	-	-	-	2	51		
江川2丁目	-	3	2	39	2	21	3	20	3	31	1	10	1	1	2	3		
小島町	-	17	4	21	4	12	1	12	1	1	3	17	2	1	13	109		
堤浜1丁目	-	57	9	50	1	83	2	10	2	10	2	12	-	-	2	13		
堤浜2丁目	-	10	6	17	3	340	5	54	5	-	-	-	-	-	5	25		
堤浜3丁目	-	1	4	-	2	5	1	8	-	-	-	-	-	-	11	123		
堤浜4丁目	-	1	6	-	3	19	5	14	-	-	-	2	14	-	6	165		
田町1丁目	-	-	-	-	-	9	71	3	5	-	7	777	-	-	2	8		
田町2丁目	-	3	1	118	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	5	83		
田町3丁目	-	2	6	80	4	20	4	-	-	-	-	-	-	-	17	337		
千鳥町	-	5	10	50	3	42	5	-	5	100	5	100	-	-	337	-	-	
殿町1丁目	-	27	18	27	-	4	10	-	1	36	3	36	-	-	3	23	-	-
殿町2丁目	-	11	16	246	13	84	-	-	3	59	3	59	1	3	8	93	-	-
殿町3丁目	-	5	20	4	1	4	-	-	2	22	2	22	1	4	44	766	-	-
東厩島	-	15	15	45	2	23	2	8	-	-	-	4	84	-	1	2	-	-
日ノ出1丁目	-	9	34	7	2	15	-	-	-	-	-	3	92	-	5	90	-	-
日ノ出2丁目	-	4	4	64	5	5	-	-	-	-	-	1	27	-	16	451	-	-
水江町	-	1	6	452	10	30	-	-	-	-	1	4	-	-	9	279	-	-
夜光1丁目	-	1	6	61	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	4	98	-	-
夜光2丁目	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	59	-	-
夜光3丁目	-	1	3	-	-	35	1	5	2	9	1	9	-	-	4	38	-	-
四谷下町	-	7	249	218	4	-	1	5	1	5	1	2	1	4	22	247	-	-
浅野町	-	3	29	53	3	5	1	21	-	-	-	-	-	-	9	419	-	-
池上町	-	49	5	109	2	20	3	8	-	-	-	-	-	-	8	85	-	-
大川町	-	1	1	8	1	13	-	-	-	-	-	-	-	-	13	325	-	-
厩町	-	3	32	80	8	3	13	1	1	1	2	14	-	-	21	611	-	-
銅管通5丁目	-	2	2	14	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白石町	-	4	4	3	2	1	17	-	-	-	-	-	-	-	8	328	-	-
田辺新田	1	-	-	28	-	2	1	-	-	-	-	-	-	1	8	107	-	-
南渡田町	1	29	3	309	11	10	2	11	-	-	-	-	-	1	9	684	-	-

(1)令和6年町丁別世帯数・人口 9月末日現在(より抜粋)
(1)令和3年経済センサス-基礎調査結果 第1表 町丁別 産業大分類別 営事業所数及び男女別従業者数(より抜粋)

2 臨海部 町丁別 世帯数・人口 産業大分類別 事業所数・従業者数 一覧

町丁名(注)	世帯数	人口	総数		農林漁業		鉱業・採石業・砂利採取業		建設業		製造業		電気・ガス・熱供給・水道業		情報通信業		運輸業・郵便業		卸売業・小売業	
			事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
臨海部合計	9,283	16,027	2,462	64,182	3	140	-	-	238	3,063	520	24,948	11	410	15	273	546	18,017	349	4,778
池上新町3丁目	108	127	43	2,553	-	-	-	-	3	44	3	4	-	-	-	-	14	943	11	966
浮島町	1	1	158	6,844	-	-	-	-	16	152	29	4,216	-	-	-	-	45	903	10	39
江川1丁目	331	627	23	189	-	-	-	-	1	11	4	21	-	-	-	-	1	10	2	23
江川2丁目	830	1,513	27	122	-	-	-	-	4	20	3	17	-	-	-	-	3	10	2	8
小島町	12	75	2,361	9,961	-	-	-	-	4	42	30	1,723	-	-	-	-	10	325	7	56
浜浜1丁目	574	1,271	68	1,676	-	-	-	-	5	25	19	670	1	15	1	2	5	73	8	46
塩浜2丁目	419	676	75	1,160	-	-	-	-	6	31	27	365	1	8	1	8	415	17	121	
塩浜3丁目	323	457	103	1,316	-	-	-	-	13	111	39	356	2	91	-	-	16	456	7	41
塩浜4丁目	64	72	61	1,031	-	-	-	-	10	140	23	326	-	-	-	-	11	325	19	39
田町1丁目	240	386	32	371	-	-	-	-	1	2	4	42	-	-	-	-	1	7	8	7
田町2丁目	1,142	2,404	45	852	-	-	-	-	5	32	5	39	-	-	-	-	2	47	7	64
田町3丁目	224	317	47	693	-	-	-	-	7	203	21	253	-	-	-	-	3	28	9	93
千島町	8	10	110	3,262	-	-	-	-	10	47	13	1,566	1	65	-	-	40	837	9	42
殿町1丁目	1,063	2,046	71	1,022	-	-	-	-	4	71	10	103	-	-	-	-	4	104	14	245
殿町2丁目	657	1,257	56	459	-	-	-	-	10	210	7	106	-	-	-	-	1	12	5	35
殿町3丁目	592	1,022	60	1,257	-	-	-	-	5	44	11	500	-	-	-	-	8	318	8	175
東島	701	6	373	11,220	-	-	-	-	10	108	21	761	1	104	2	11	206	6,602	61	1,220
日ノ出1丁目	683	1,024	63	560	-	-	-	-	6	104	16	171	-	-	-	-	1	33	11	138
日ノ出2丁目	-	84	64	811	-	-	-	-	4	90	24	225	-	-	-	-	4	121	13	160
水江1丁目	-	-	104	3,355	-	-	-	-	7	255	20	1,773	1	-	-	-	27	713	21	162
夜光1丁目	78	84	58	2,090	-	-	-	-	14	128	7	1,082	-	-	-	-	5	26	4	43
夜光2丁目	3	3	35	1,021	-	-	-	-	6	55	7	623	-	-	-	-	5	46	5	24
夜光3丁目	-	-	20	428	-	-	-	-	-	-	6	346	-	-	-	-	4	20	6	38
四谷下	679	1,523	34	429	-	-	-	-	6	31	2	5	-	-	-	-	5	88	8	69
浅野	5	6	141	2,262	-	-	-	-	6	77	62	993	-	-	-	-	18	434	16	181
池上	743	446	39	430	-	-	-	-	4	70	5	47	-	-	-	-	6	57	9	27
大川	1	1	100	2,414	-	-	-	-	9	230	37	1,415	-	-	-	-	6	108	21	355
順島	1	1	57	3,772	-	-	-	-	19	366	11	2,851	1	7	-	-	6	281	7	23
順管通5丁目	42	56	140	3,504	-	-	-	-	27	187	27	1,408	4	128	1	8	33	1,033	10	78
白石町	31	50	20	294	-	-	-	-	4	41	6	50	-	-	-	-	1	147	2	21
石浜町	13	25	51	2,486	-	-	-	-	5	55	7	1,084	-	-	-	-	22	595	8	60
田町	4	4	61	2,416	-	-	-	-	3	45	2	1,295	-	-	-	-	24	847	7	117
南渡	3	5	45	2,185	-	-	-	-	2	36	12	581	-	-	-	-	4	53	8	48

町丁名(注)	金融業・保険業		不動産業・物品賃貸業		学術研究・専門・技術サービス業		宿泊業・飲食サービス業		生活関連サービス業・娯楽業		教育・学習支援業		医療・福祉		総合サービス業		サービス業(他に分類されないもの)		公営(他に分類されないもの)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
臨海部合計	4	1,034	81	2,803	120	980	31	248	9	201	41	1,059	6	2,130	290	5,065	15	394	-	-
池上新町3丁目	-	1	1	303	8	15	-	-	-	-	5	119	-	-	3	70	1	98	-	-
浮島町	-	129	9	160	8	87	-	-	-	-	1	4	-	-	3	1,128	1	14	-	-
江川1丁目	-	7	-	-	3	8	2	5	-	-	1	-	-	-	-	82	-	-	-	-
江川2丁目	-	2	-	-	9	36	2	7	2	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小島町	-	22	3	53	1	6	-	-	-	-	1	2	1	2	16	130	-	-	-	-
塩浜1丁目	-	62	1	1	1	10	1	23	1	1	1	4	-	-	3	30	-	-	-	-
塩浜2丁目	-	45	1	11	4	130	1	5	-	-	-	-	-	-	5	37	-	-	-	-
塩浜3丁目	-	9	7	22	2	88	4	43	-	-	-	-	-	-	9	88	2	17	-	-
塩浜4丁目	-	2	-	-	7	6	6	15	-	-	-	-	-	-	6	211	-	-	-	-
田町1丁目	-	4	-	-	2	26	3	5	-	-	-	11	-	-	2	221	-	-	-	-
田町2丁目	1	3	1	24	10	82	3	5	-	-	8	576	-	-	2	3	-	-	-	-
千島	-	5	5	143	5	13	-	-	-	-	2	11	-	-	3	86	5	91	-	-
殿町1丁目	-	37	2	45	5	73	4	112	2	40	3	125	-	-	3	435	-	-	-	-
殿町2丁目	-	31	4	5	5	15	-	-	1	2	3	42	-	-	2	4	-	-	-	-
殿町3丁目	1	14	4	140	5	54	-	-	-	-	3	8	-	-	2	4	1	24	-	-
東島	1	60	7	90	14	72	-	-	-	-	1	26	2	1	29	548	1	148	-	-
日ノ出1丁目	-	29	-	-	2	16	1	3	1	1	2	21	2	2	2	4	1	2	-	-
日ノ出2丁目	-	42	6	82	1	3	-	-	-	-	1	63	-	-	7	107	-	-	-	-
水江町	-	4	1	510	8	59	-	-	-	-	1	32	-	-	16	293	-	-	-	-
夜光1丁目	-	2	6	96	2	12	-	-	-	-	1	4	-	-	10	202	-	-	-	-
夜光2丁目	-	1	2	-	2	4	1	5	-	-	1	2	-	-	6	119	-	-	-	-
夜光3丁目	-	-	-	-	1	4	1	8	-	-	-	-	-	-	2	15	-	-	-	-
四谷下町	-	2	-	-	3	47	2	8	2	135	-	-	-	-	4	38	-	-	-	-
浅野町	-	138	4	220	1	5	3	16	-	-	2	2	1	7	21	174	-	-	-	-
池上町	-	26	5	-	2	5	3	-	-	-	2	2	-	-	8	182	-	-	-	-
大川町	-	43	5	149	3	11	-	-	-	-	1	2	1	2	13	99	-	-	-	-
順島	-	2	1	8	1	8	-	-	-	-	1	2	1	2	10	529	-	-	-	-
順管通5丁目	-	3	5	87	3	21	1	-	-	-	1	3	-	-	26	23	-	-	-	-
白石町	-	5	3	6	2	4	1	1	-	-	1	2	-	-	1	19	-	-	-	-
田辺新田	-	2	3	176	3	15	-	-	-	-	2	2	-	-	11	394	-	-	-	-
田渡	1	-	2	19	1	19	-	-	-	-	-	-	-	-	10	89	-	-	-	-
渡田	-	97	5	458	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	5	39	-	-	-	-

(注) 令和元年町丁別世帯数・人口・12月末日現在より抜粋) 事業所数及び男女別従業者数(より抜粋)

(平成26年経済センサス基礎調査結果 第1表 町丁別 産業大分類別 事業所数及び従業者数)

3 臨海部の地質・地盤

多摩川低地の微地形的特徴は、沖積世の海進時に運び込まれた内湾性の微粒粘土層と海水面の低下に応じて河川の埋積地形が形成した砂質土層が地表面に発達し、埋没谷には第四紀洪積世相模層群に対比される海成～陸性層が厚く堆積し基盤の上総層群を覆っている。

第四紀洪積世の終わり頃、今から約2万年前に世界的な海面低下（これを海退という）により、現在の東京湾の海面より約100m海面が低下し、深い谷が刻み込まれた。氷河の時代に終わりを告げ沖積世に入ると気候の温暖化に伴い海面が上昇し、谷に海が深く入り込んできた。この海進を縄文海進（または有楽町海進）といい、今から約5,000～6,000年前の縄文早期に海進が最大に達し、この海（奥東京湾）に堆積した地層が、低地をつくる沖積層である。

海水準変動は何回か繰り返され、その都度堆積・削剥・侵食作用が行われて、その時々

の海水準変動に対応した地形面がおぼれ谷のなかにも形成された。おぼれ谷には周辺から人海に流入する河川の運び込む土砂や突き出した岬から侵食された土砂が沿岸流や波浪で湾内に運び込まれて海底に堆積していくわけであるが、土砂の供給源に近い海底では比較的粗粒の土粒子が堆積し、遠い方では細粒土粒子が堆積し海成の粘土層を形成する。

こうしておぼれ谷入海の海底には、これらの海成層が次々に積み重なって堆積してゆき、海は次第に浅くなって最終的に堆積面の上面は水面に達する。ついで、河川よりの直接の堆積物によって表層は覆われる。この過程において土砂運搬能力の大きい急流の大河川が直接流入する所では湾内に供給される堆積物は比較的粗粒であり、かつその量が多いためおぼれ谷が堆積物で埋め立てられる速度が大きく比較的早い時期に陸地となり、表層部は河成の砂礫で覆われて比較的地盤の良い沖積平野となる。

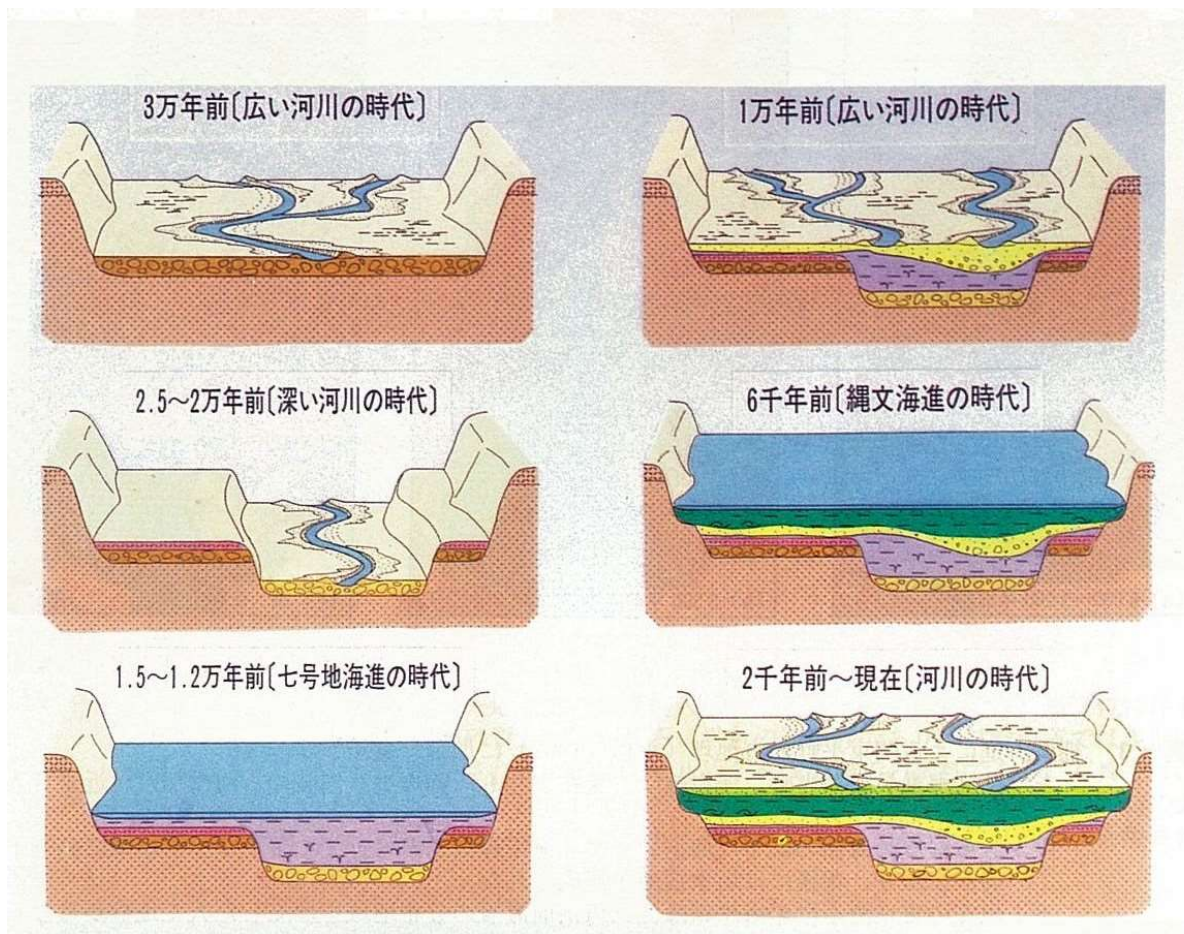


図1 沖積層の形成モデル

(陶野：沖積層の堆積環境と第四紀学、土と基礎 1995. 10)

- ① 現在の立川段丘面
- ② B G (Basal Gravel)の時代
- ③ 七号地層の形成
- ④ H B G (Holocene Basal Gravel)の形成
- ⑤ 有楽町層下部層の形成
- ⑥ 有楽町層上部層の形成

沖積層の海拔高度は、桜本町で 0～－44m、昭和町で 0～－18m、多摩川付近で 1～－40 m と下底の凹凸は激しい。沖積層の堆積物は、粘土層・シルト層と砂が互層堆積し、全層で貝化石が認められる。また、多摩川付近での沖積層は下部から中部にかけて貝化石を伴う粘土・シルト層が卓越する。一方、上部は貝化石を伴う砂層が主体になっている。沖積層の下位には相模層群があり、層厚は 20～50m で、昭和町付近で最も厚くなっている。多摩川付近では海拔－60m 付近まで基盤の上総層群に不整合に重なっている。

相模層群の堆積物は、一部基底礫層（5～16m）があるほか、粘土層・シルト層及び砂層

からなる。なお、多摩川河口付近では礫層を介在する。

沖積層のN値は粘土・シルト層で 0～20、砂層で 5～30、砂礫層では 30～50、相模層群はシルト・粘土でN=5～20、砂層が 20～50、砂礫層が 50 回以上である。

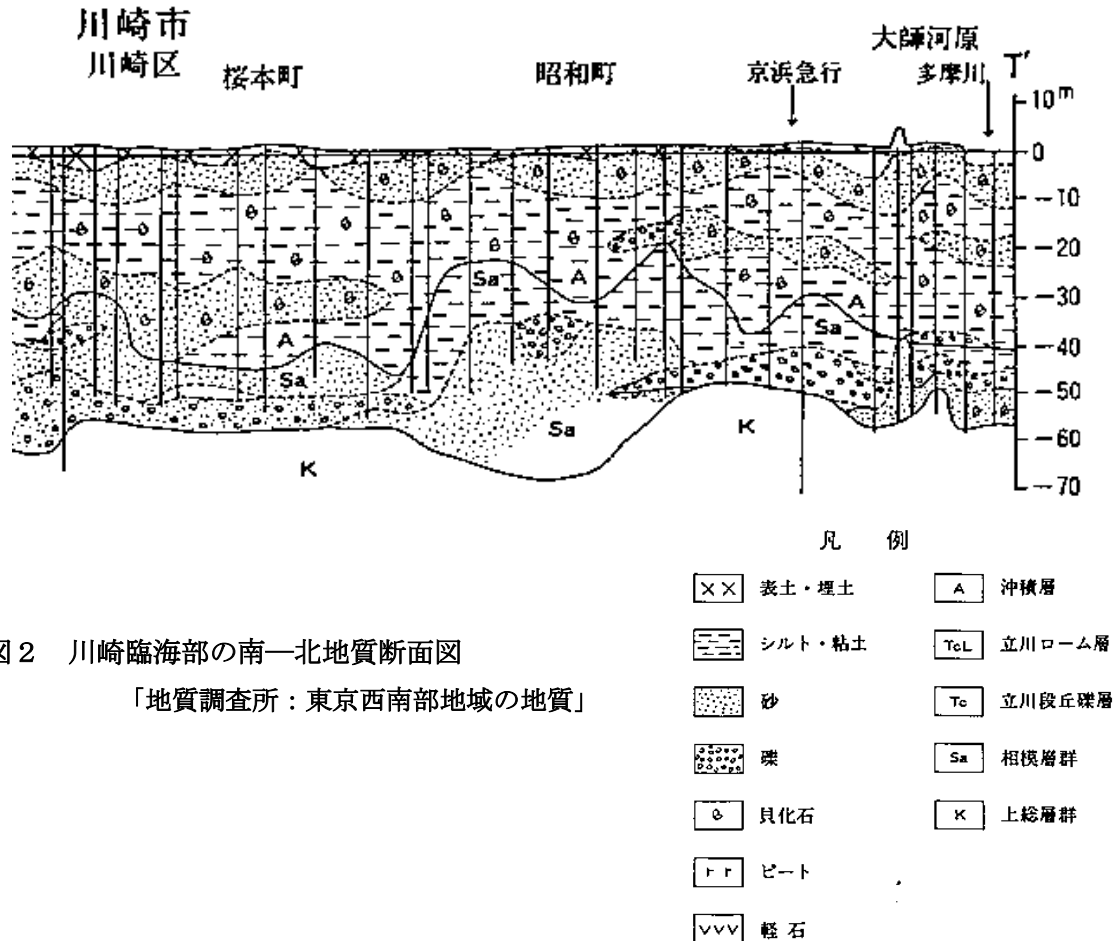


図2 川崎臨海部の南—北地質断面図
「地質調査所：東京西南部地域の地質」

1 川崎市地震被害想定調査結果（津波による被害）の抜粋

5.6 建物被害

5.6.1 予測方針

本来津波による被害は流速などが複合的に影響するものである。しかし、被害想定における評価手法が確立されていないため、本調査では浸水深と建物被害の関係により全壊・半壊棟数、床上・床下浸水棟数を算出した。

被害算出の条件は、基本的には堤防が機能した場合を想定した。

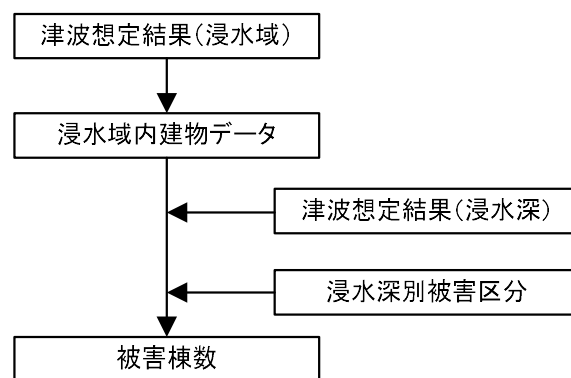


図 5.6-1 津波による建築物の想定フロー

5.6.2 予測手法

首藤(1992)¹⁶⁾による津波高と各種被害の関係を表5.6-1に示す。

本調査では、前回設定した被害区分について、床上浸水は基礎が腐食するなど半壊と同様のダメージを受けるため、横浜市などを参考に整理しなおし、「床上浸水」を「半壊」に含めたものを採用した。

表5.6-2に浸水深から予測される被害区分を示す。

被害量の予測は、想定される津波浸水範囲と、都市計画図からわかる建物分布を重ねることによって、被害を算出した。

図5.6-2に津波浸水範囲を示す。

表5.6-1 津波高と被害程度（首藤(1992)¹⁶⁾）

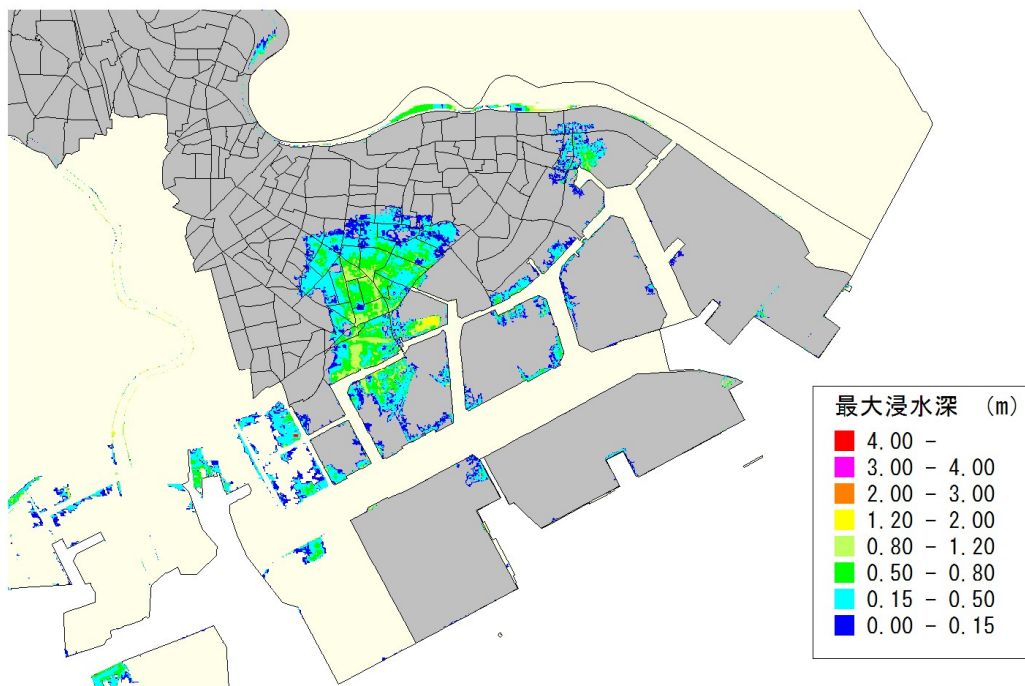
津波強度		0	1	2	3	4	5	
津波高(m)		1	2	4	8	16	32	
津波形状	緩斜面	岸で盛上がる	沖でも水の壁 第二波砕波	先端に 砕波を伴う ものが増える。		第一波でも 巻き波砕波を 起こす。		
	急斜面	速い潮汐	速い潮汐					
音響			前面砕波による連続音 (海鳴り、暴風雨)					
					浜での巻き波砕波による大音響 (雷鳴、遠方では認識されない)			
						崖に衝突する大音響 (遠雷、発破、かなり遠くまで聞こえる)		
木造家屋		部分的破壊	全面破壊					
石造家屋		持ちこたえる			(資料無し)		全面破壊	
鉄・コン・ビル		持ちこたえる			(資料無し)			全面破壊
漁 船			被害発生		被害率50%		被害率100%	
防潮林被害		被害軽微			部分的被害		全面的被害	
防潮林効果		津波軽減 漂流物阻止			漂流物阻止		無効果	
養 殖 筏		被害発生						
沿岸集落			被害発生		被害率50%		被害率100%	
打上高(m)		1	2	4	8	16	32	

注：表中、津波高（m）は船舶・養殖筏など海上にあるものに対しては汀線における津波の高さ、家屋防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっている。最下段は一集落全体を対象とした表現となっており、その集落の浸水域内で発生した最高遡上高（最高打ち上げ高）（m）と浸水域内全体としての家屋被害率の被害程度との関係になっている。

表5.6-2 変更した浸水深から予測される被害区分

被害区分	浸水深(H)	
	木造	非木造
全壊	$2.0\text{m} \leq H$	—
半壊	$0.5\text{m} \leq H < 2.0\text{m}$	$0.5\text{m} \leq H$
浸水	$H < 0.5\text{m}$	$H < 0.5\text{m}$

<元禄型関東地震>



<慶長型地震>

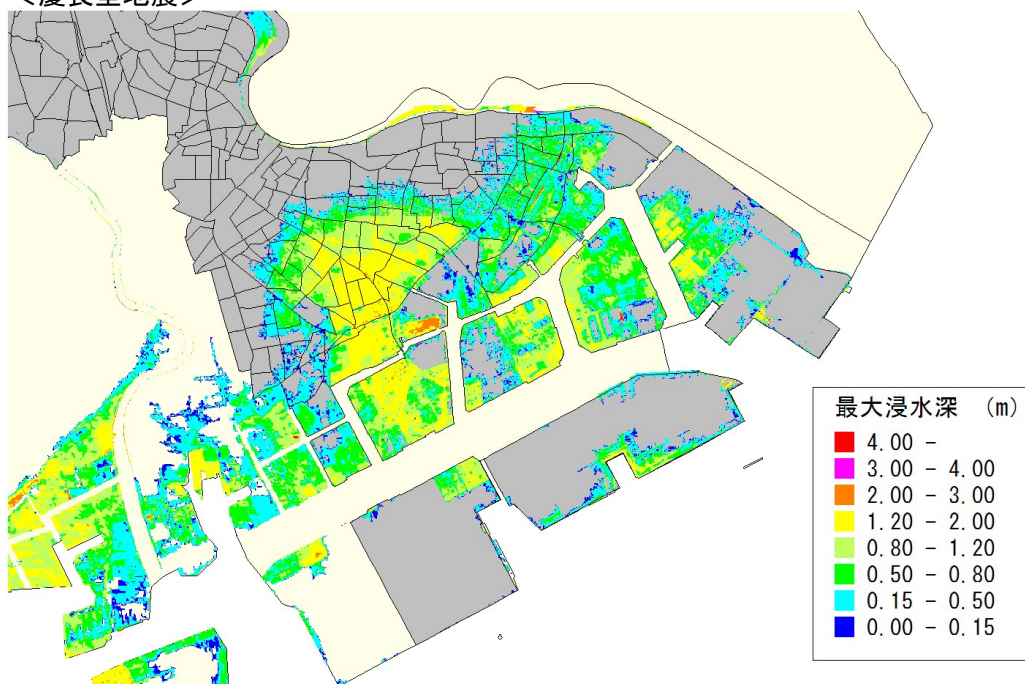
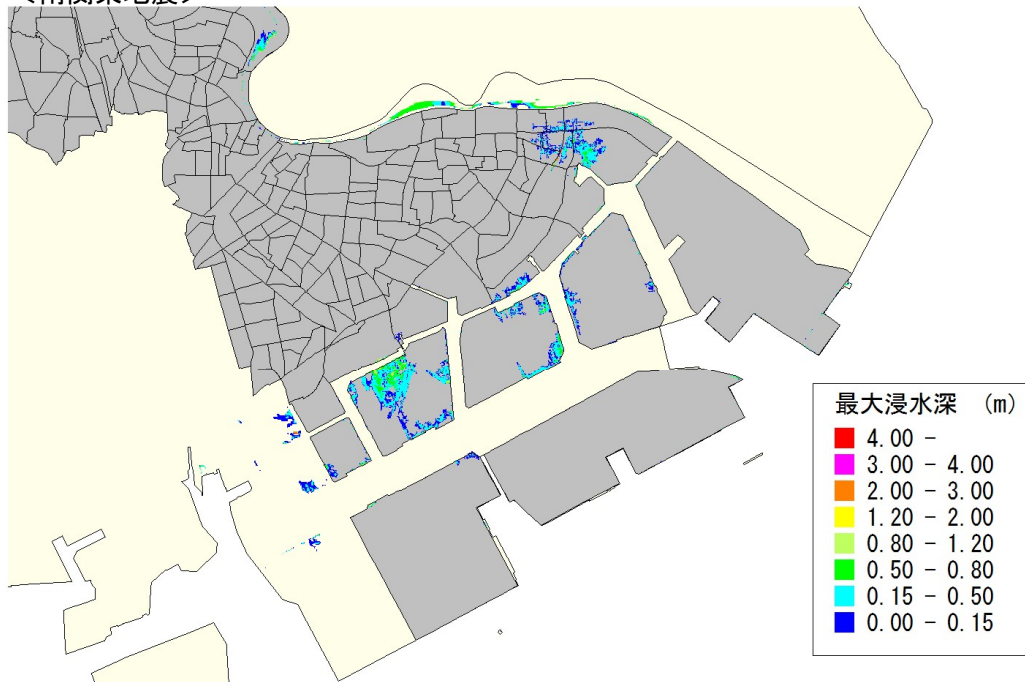


図 5.6-2(1) 津波浸水予範囲 (1)
(第3編 編末図-1を再掲)

※：<元禄型関東地震>、<慶長型地震>の浸水予測図は神奈川県(2012)¹⁷⁾の調査結果によるもの。今回調査で、川崎市防災対策検討委員会「東日本大震災対策検討部会」委員から、科学的に想定が過大であるとの意見もあったが、安全性を考慮して新たに神奈川県の成果を使用した。

＜南関東地震＞



＜東京湾北部地震＞

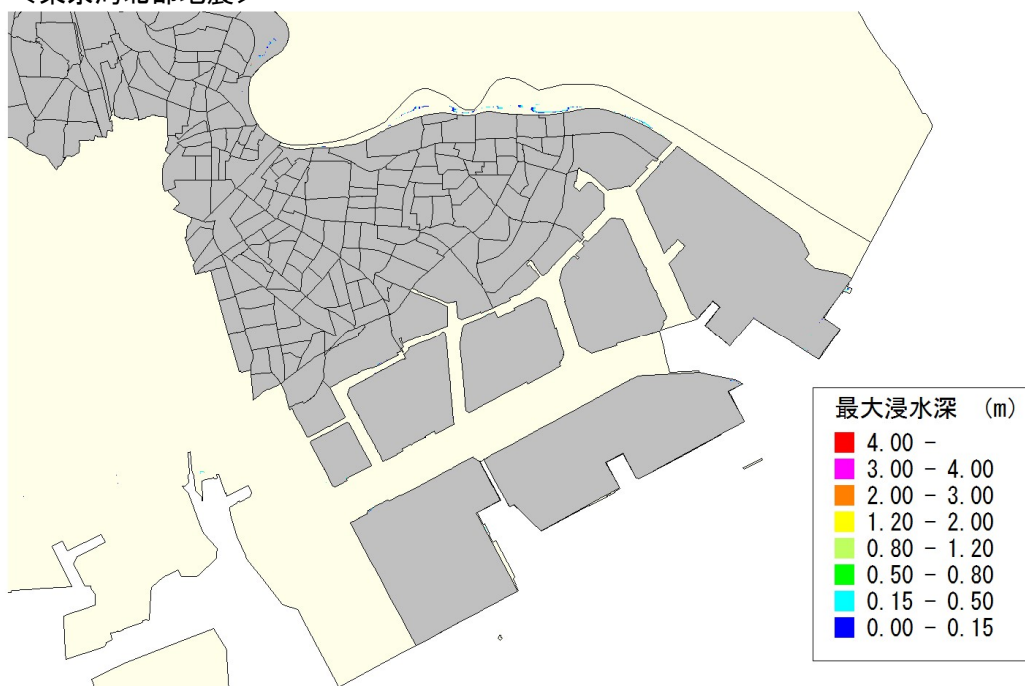


図 5.6-2(2) 津波浸水予範囲 (2)
(第3編 編末図-2を再掲)

※：＜南関東地震＞、＜東京湾北部地震＞の浸水予測図は神奈川県(2009)¹⁸⁾の調査結果によるもの。前回調査時に使用した

5.6.3 予測結果

表 5.6-3 に津波による被害結果一覧を示す。

元禄型関東地震では、全壊はなく、約 5,500 棟の半壊、約 8,100 棟の浸水。慶長型地震では、川崎区で若干数の全壊、約 10,000 棟の半壊、約 4,600 棟の浸水と、二つの地震とも多く建物が被害を受ける結果となった。

なお、幸区の被害は堤外地での被害に限定される。

表 5.6-3(1) 津波による被害結果一覧

(棟)

想定地震	区名	木造			非木造		合計		
		全壊	半壊	浸水	半壊	浸水	全壊	半壊	浸水
元禄型 関東地震	川崎区	0	3,222	4,840	2,306	3,281	0	5,528	8,121
	幸区	0	0	0	0	1	0	0	1
	合計		3,222	4,840	2,306	3,282	0	5,528	8,122
慶長型 地震	川崎区	8	4,568	2,312	5,457	2,294	8	10,025	4,606
	幸区	0	0	4	0	7	0	0	11
	合計	8	4,568	2,316	5,457	2,301	8	10,025	4,617

表 5.6-3(2) 津波による被害結果一覧（前回調査）

(棟)

地震	区名	木造				非木造		合計			
		全壊	半壊	床上	床下	床上	床下	全壊	半壊	床上	床下
川崎市直下の 地震	川崎区	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	幸区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
南関東 地震	川崎区	0	0	13	298	150	738	0	0	163	1,036
	幸区	0	0	2	1	1	1	0	0	3	2
	合計	0	0	15	299	151	739	0	0	166	1,038
東京湾北部 地震	川崎区	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	幸区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2

注：前回調査の際の被害区分は下表により行った。

表 5.6-3(3) 浸水深から予測される被害区分（前回調査）

被害区分	浸水深 (H)	
	木造	非木造
全壊	$2.0\text{m} \leq H$	－
半壊	$1.0\text{m} \leq H < 2.0\text{m}$	－
床上浸水	$0.5\text{m} \leq H < 1.0\text{m}$	$0.5\text{m} \leq H$
床下浸水	$H < 0.5\text{m}$	$H < 0.5\text{m}$

7.8 人的被害

7.8.1 予測方針

過去の被害事例を基にした津波浸水深に応じた死者率より死者数を算出した。揺れによる重傷者数・自力脱出困難者数は、津波到達時間が60分以内の場合は避難が困難として、死者数に加えた。

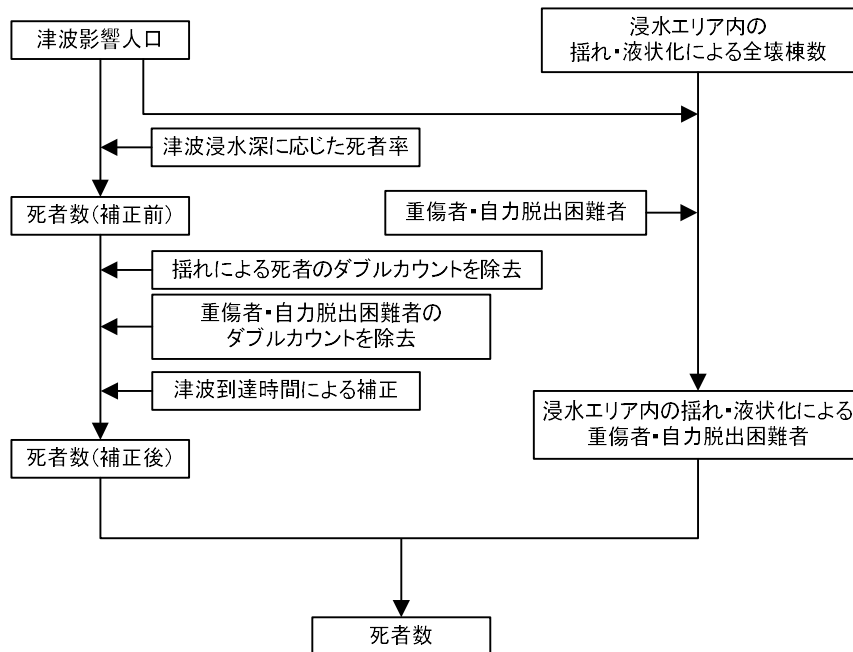


図 7.8-1 被害予測フロー

7.8.2 予測手法

中央防災会議による東海地震に係る被害想定手法(2003)¹⁵⁾の被害予測手法を用い、津波浸水深に応じた死者率により死者数を算出した。

その際、津波避難に対する意識の違いを考慮した。

図7.8-2に中央防災会議が東海地震による津波被害算出の際に、日本海中部地震等のケースと北海道南西沖地震での奥尻町のケースをモデル化した図を示す。

- a. 人々の避難意識；北海道南西沖地震での奥尻町のケース
(即座に避難行動をとった比率71.1%)
- b. 人々の避難意識；日本海中部地震等のケース
(即座に避難行動をとった人の比率20%)

即座に避難しない人の割合は、ケースb(80%)は、ケースa(28.9%)のおよそ2.8倍程度となる。(=80%/28.9%)

よって、本調査においては安全側を見て避難の意識が低い場合(日本海中部地震等のケース)を考えて死者数を算出した。

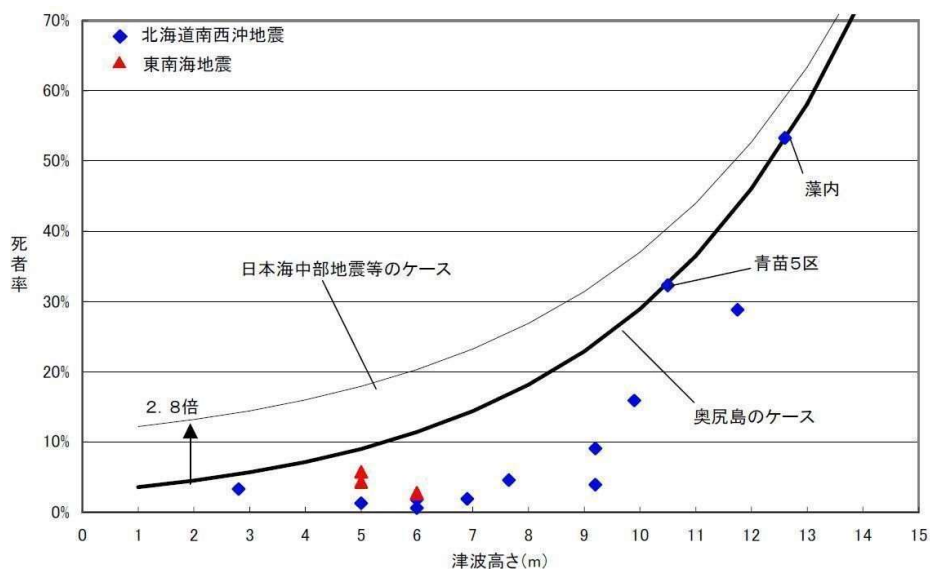


図7.8-2 津波高さに応じた死者率(東海地震に係る被害想定手法(2003)より転載)

津波到達時間による補正率は到達時間との関係から算出し、死者率に乗じることにより補正する。ここで、揺れを感知してから避難行動に移る時間までを安全側を見て時刻に関係なく5分、避難完了までに15分かかると仮定する。到達時間が5分未満の場合は、補正率を0分で3.46とし5分未満までは線形補間による補正率を用いた。

ただし、震度が6弱以上では道路の閉塞等により避難完了までに30分を要するものとする。対象とした想定地震では、津波浸水エリアの大部分は震度6弱以上であるので図7.8-3に示す④の補正率を用いた。

津波到達時間は、今回の想定では地震発生から東京湾岸壁付近での津波高が30cmに至るまでの時間とした（前回調査時は15cmで想定していたが、今回は地盤の高さ及び地震動・液状化による地盤沈下量を考慮し、朔望満潮時に溢流が発生する津波高30cmを津波到達とした）。

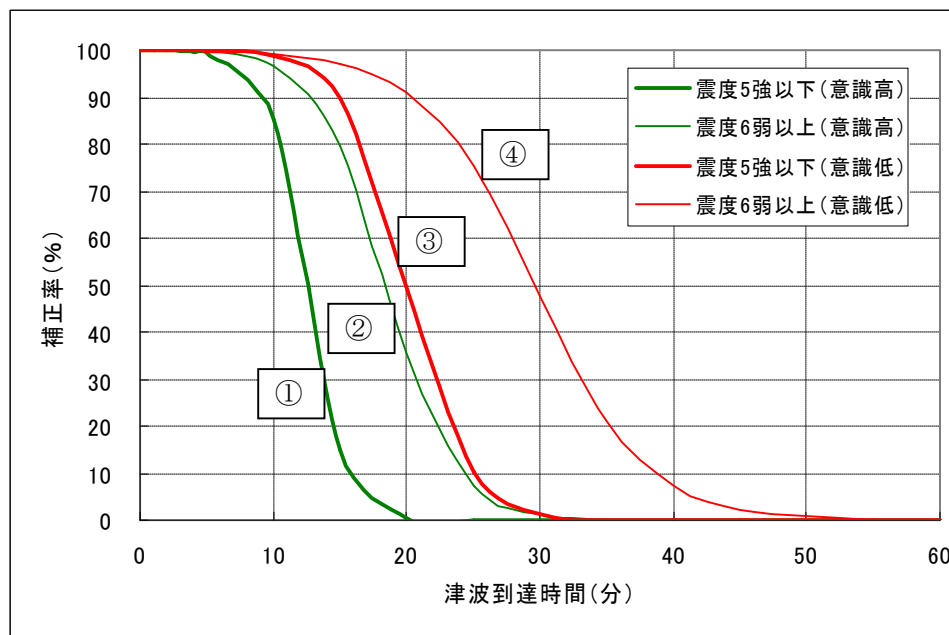


図 7.8-3 津波到達時間による補正率（東海地震に係る被害想定手法(2003)¹⁵⁾を基に作成）

7.8.3 予測結果

表 7.8-1 に津波による死者数予測結果を示す。

津波による人的被害は、津波到達時間が 60 分以上と想定されることから、60 分で避難が完了した場合、死者数は 0 となる。

なお、東日本大震災時には津波による火災が発生しており、火災発生要因の分析等の研究が行われているが、現在は定量化された研究成果としては出されていない。そのため、今回の調査では、津波火災による人的被害については考慮していないが、津波火災発生による人的被害が発生する可能性もあることには留意する必要がある。

表 7.8-1(1) 津波による人的被害（死者数）

地震		冬 5 時の 死者数(人)	夏 12 時の 死者数(人)	冬 18 時の 死者数(人)
元禄型関東 地震	浸水人口	51,077	43,802	50,922
	避難する場合	0	0	0
	避難しない場合	72	120	114
	川崎区	70	120	113
	産業道路以東	19	75	62
	産業道路以西	51	45	51
	幸区	2	0	1
慶長型地震	浸水人口	119,495	116,120	128,985
	避難する場合	0	0	0
	避難しない場合	5,817	5,009	5,816
	川崎区	5,807	5,001	5,806
	産業道路以東	222	990	804
	産業道路以西	5,585	4,011	5,002
	幸区	10	8	10

表 7.8-1(2) 津波による人的被害（死者数）（前回調査）

地震	区名	冬 5 時の 死者数(人)	夏 12 時の 死者数(人)	冬 18 時の 死者数(人)
川崎市直下の地震	川崎区	0	0	0
	幸区	1	0	0
	合計	1	0	0
南関東地震	川崎区	0	2	1
	幸区	1	1	1
	合計	1	3	2
東京湾北部地震	川崎区	0	0	0
	幸区	1	0	0
	合計	1	0	0

1 自衛防災組織における「消防技術説明者制度」の趣旨

I 消防技術説明者の制定に係る経緯について

昭和39年、川崎市消防局は臨海部における危険物施設の増大、既往の災害事例等に鑑み、科学消防の充実等、防災体制の確立に努力しているところでありましたが、事業所の複雑多岐にわたる危険物質等の製造及び取扱いについて、すべて周知し、災害時にその危険性を即座に判断することは非常に困難を極めていました。

このような観点から、関係事業所あてに「化学工場等の防災保安体制の強化について」通知し、災害発生時の技術説明者の派遣をお願いするとともに、災害時の連絡及び情報提供等を行う者として「技術説明者制度」を設けました。

その後、更に「技術説明者制度」の見直しを行い、昭和61年12月13日付けで関係事業所あてに「自衛防災組織における消防技術説明者制度の確立と明確化について」依頼し、ここに「消防技術説明者制度」としてスタートさせたものです。

II 消防技術説明者の業務について

上記依頼文において、消防技術説明者の業務として次のことを定めています。

- 1 消防技術説明者は、各社の施設の実情に応じ、できる限り複数とし、予め代行者を定めるとともに、消防技術説明者であることを表示したヘルメットを着装すること。
- 2 消防技術説明者は、公設消防隊に次の情報を提供すること。
 - (1) 爆発、火災の場合
 - ア 要救助者の有無（人員及び状況）
 - イ 発災装置等の名称及び燃焼中の物質名（化学名又は一般名及び性状）
 - ウ 毒劇物の発生の有無（化学名又は一般名及び性状）
 - エ 周辺施設への影響等（二次災害発生の危険性）の有無
 - (2) 漏洩の場合
 - ア 要救助者の有無（人員及び状況）
 - イ 漏洩箇所の名称及び漏洩中の物質名（化学名又は一般名及び性状）
 - ウ 漏洩箇所の応急措置の状況
 - (3) その他の異常現象の場合
 - ア 要救助者の有無（人員及び状況）
 - イ 異常現象の内容及び状況
- 3 消防技術説明者は、公設消防現場指揮本部と自衛防災現場指揮本部との伝達要員を1名以上指名する。また、伝達要員は防災管理者又はその代行者のいる自衛

防災指揮本部（自衛防災本部を含む）との連絡を密にし、次の情報を図面・工程図等を用いて公設消防隊に提供すること。

（１）爆発、火災の場合

- ア 発災機器等の位置及び名称
- イ 緊急停止措置の実施の有無
- ウ 周辺施設の被害状況
- エ 消火設備等の設置及び作動状況
- オ 自衛防災組織等の活動状況
- カ 防災資機材の状況
- キ 注水の可否等防災活動上の留意事項（消火することにより可燃性ガスが滞留し又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合）

（２）漏洩の場合

- ア 漏洩箇所の位置
- イ 緊急停止措置の実施の有無
- ウ 漏洩物質の量及び拡散状況
- エ 施設又は敷地外への拡散の有無（漏洩拡散防止措置、オイルフェンス展張船の出場状況）
- オ 着火等二次災害発生の危険性の有無（着火防止措置等の状況）
- カ 消火設備等の設置及び作動状況
- キ 自衛防災組織等の活動状況
- ク 防災資機材の状況
- ケ 呼吸保護具の必要性等防災活動上の留意事項

（３）その他の異常現象の場合

- ア 異常現象を呈している物質の名称及び性状
- イ 異常現象を呈している装置等の位置及び名称
- ウ 異常現象に対する自衛防災組織等の活動状況（冷却、警戒体制等）

- 4 消防技術説明者は、災害の拡大又は縮小による防ぎょ部署等の公設消防隊の指示を伝達要員等により、自衛防災指揮本部（自衛防災本部を含む）に伝えること。

災害発生時の最先着消防隊への情報提供シート

時 分現在

消防技術説明者(氏名)

No.	情 報 収 集 項 目				備 考
1	要救助者等	要救助者 ※1	有 ・ 無	□男__名 ・ □女__名	調査中
		行方不明者※2	有 ・ 無	□男__名 ・ □女__名	調査中
		負傷者 ※3	有 ・ 無	□男__名 ・ □女__名	調査中
2	二次災害 の危険	人体危険 ※4	有 ・ 無	(概要)	
		爆発危険 ※5	有 ・ 無		
		拡大危険 ※6	有 ・ 無		
		注水危険 ※7	有 ・ 無		
3	発災施設	(施設名称)		☐ 危険物施設 ☐ 少量・指定可燃物施設 ☐ 高圧ガス施設 ☐ 毒劇物施設	☐ 構内図 ☐ 工程図 ☐ 機器図
		(発災部位)			
4	燃焼物	(物質名)		☐ 危険物第__類 引火点 __℃ 発火点 __℃ ☐ 指定可燃物 ☐ 可燃性ガス ☐ 不燃性ガス ☐ 毒物 ☐ 劇物	□SDS
5	流出物	(物質名)			
		(流出量約)			
6	応急措置	発災施設の停止措置	有 ・ 無	(概要)	
		隣接施設の停止措置	有 ・ 無		
7		活動状況	□消火 ・ □冷却 ・ □置換 ・ □希釈 ・ □その他		
8	屋外給水栓	屋外給水ポンプの作動	有 ・ 無	給水能力	ℓ/分

※1 「要救助者」の欄は、逃げ遅れ等で救助が必要な者、又は所在が確認できない者などの情報

※2 「行方不明者」の欄は、所在が確認できない者の情報

※3 「負傷者」の欄は、怪我人や中毒症状がある者、又は意識が無い者などの情報

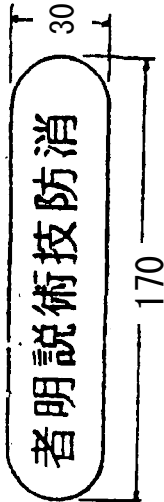
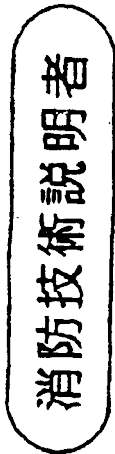
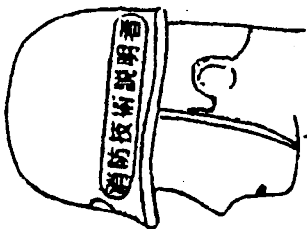
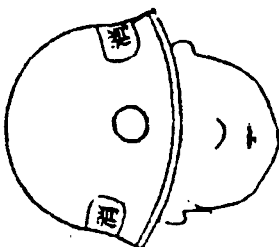
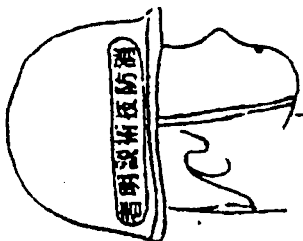
※4 「人体危険」の欄は、有毒物質や高温ガスの噴出、又は感電の危険性などの情報

※5 「爆発危険」の欄は、制御不能な異常な圧力上昇、重合反応の有無、又はファイアーボールの危険性などの情報

※6 「拡大危険」の欄は、緊急停止操作が困難な状態、周囲の延焼の可能性、又は排水溝等への流出危険性などの情報

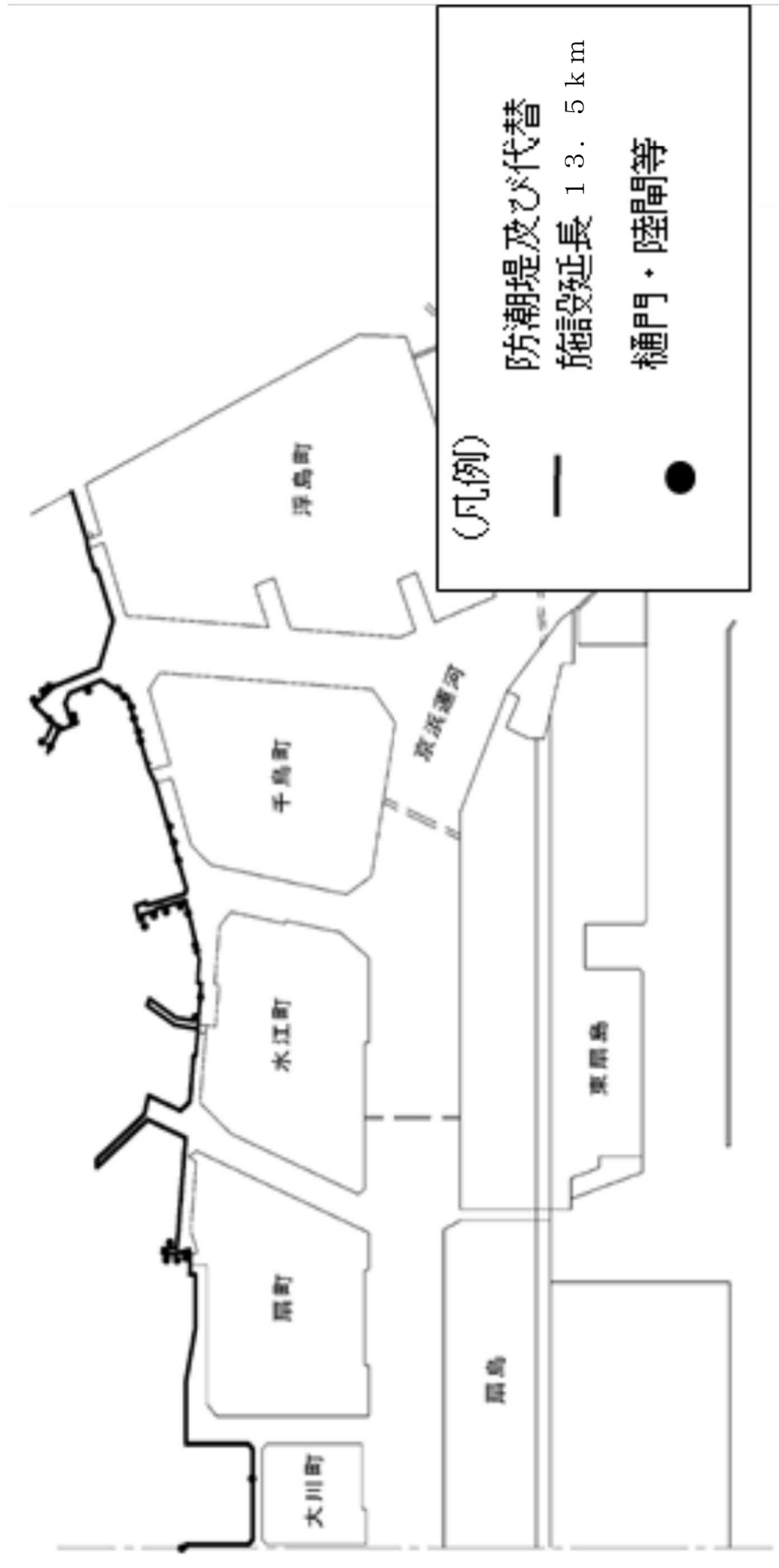
※7 「注水危険」の欄は、禁水性物質の有無、注水による有毒ガスや水蒸気爆発の可能性、又は感電の危険性などの情報

◎ 情報の未提供の場合は判明した時点で、また状況変化により記載内容に変更が生じた場合は、直ちに消防隊へ情報提供をしてください。

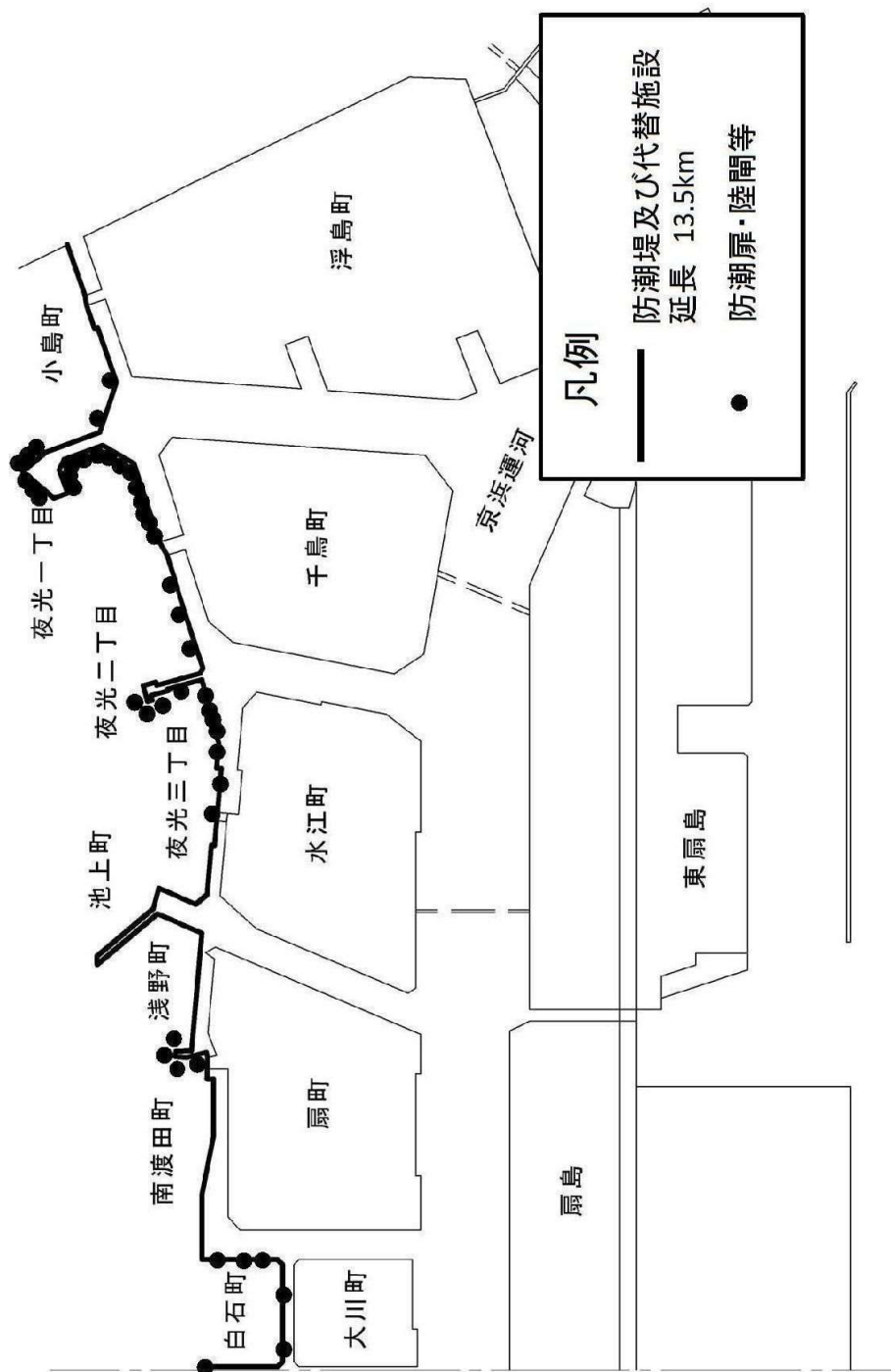


- 地を白色（夜光又は反射塗料）とし、文字は赤字とする。
- 文字の大きさは 20mm × 20mm 以上とし、文字の太さは、3mm 以上とすること。

1 川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図



1 川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図



2 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領

平成11年1月1日

建設緑政局河川課

- 1 河港水門の管理は建設緑政局河川課の所管とし、その維持管理及び操作は川崎区役所道路公園センター所長が行うものとする。
- 2 維持管理の内容は、建物の周囲の除草・清掃及び建物・電気設備の点検整備とする。
水門の点検整備を行った場合には、作業日報に記録するものとする。
- 3 降雨等により多摩川の水位上昇が予測されるとき及び神奈川県水防計画に基づき水防警報が発せられたときは、パトロールを実施し、水門操作の準備を行うものとする。
(水防警報・多摩川河口＝殿町＝：通報水位 2.0m 警報水位 2.5m 計画高水位 2.71m)
- 4 水門の操作は、次の場合に行うものとする。
 - (1) 水防警報等により多摩川が増水のおそれがあり、河港内水位標が AP 2.20m を超えたとき。
 - (2) 河港内での船舶等の事故のため、関係者より要請があったとき。
 - (3) 水門点検その他管理上必要とする場合。
- 5 パトロール及び水門操作は、河川課との連携により行うものとし、水防計画が発せられ災害対策本部が設置されたときは、同本部（又は河川課）の指示により行うものとする。
- 6 水門の操作を行う場合は、味の素㈱及び砂利睦会へ連絡し、味の素㈱の工場排水が完全に止まっていることを確認して行い、又、車両等がある場合は、河港敷外に移転させる等適切な措置を講じたうえ行うものとする。
- 7 水門操作（運行）は、別紙川崎河港水門操作要領により行うものとする。

<別紙> 川崎河港水門操作要領

- 1 発電機室の商用動力スイッチを入れる。
(停電の場合は、発電機を運転しスイッチを入れる。)
- 2 操作盤を開き、切替えスイッチ及びブレーカーを入れる。
- 3 操作盤前面の外部警報器のボタンを押す。
- 4 操作盤前面及びコントロール上の復帰ボタンを押してから、起動ボタンを押す。
- 5 コントロールにより上、下の運転を行う。
(注) 起動ボタンを押す前に、必ず復帰ボタンを押し、復帰を確認する。
パイロットランプが緑から赤に変わる赤ランプの場合は、復帰した状態である。
下限、上限ともリミットスイッチにて停止する。

[参 考 資 料]

川 崎 河 港 運 河 利 用 者 協 議 会 会 員 一 覧 表

1	川崎区港町7-1-1	川崎宇部生コンクリート株式会社	2 4 4 - 4 4 0 3
2	川崎区鈴木町1-1	味の素株式会社川崎事業所	2 2 2 - 1 1 1 4
3	川崎区旭町2-1-8-4	砂利睦会幹事 久保居工業株式会社	2 2 2 - 0 3 1 5
4	川崎区港町8-1-4	臼井運輸株式会社	2 4 4 - 0 5 7 6
5	川崎区池田1-5-4	日本発酵飼料株式会社	2 2 2 - 0 3 1 5

3 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と 「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書

（目的）

川崎市と国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所（以下「京浜河川事務所」という。）は、一級河川多摩川増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、水門操作情報の共有について、次のとおり覚書を締結する。

1. 京浜河川事務所に関する事項

三沢川水門を操作した場合または操作を予定している場合、「水門操作情報連絡用紙」（様式1）に記録し、伝達する。

2. 川崎市に関する事項

- (1) 京浜河川事務所を含め、関係機関より受けた水門等の操作情報を「水門操作情報記録用紙」（様式2）に記録する。
- (2) 記録した水門操作情報は、京浜河川事務所へ提供する。

3. その他

顕著な被害等、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

4. 連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、京浜河川事務所においては防災情報課、川崎市においては建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所長 和 泉 恵 之

川崎市

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫

4 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書

（目的）

川崎市と味の素株式会社川崎事業所（以下「味の素」という。）は、一級河川多摩川増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、水門操作情報の共有について、次のとおり覚書を締結する。

1. 味の素に関する事項

次の水門を操作した場合または操作を予定している場合、「水門操作情報連絡用紙」（様式1）に記録し、伝達する。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 本取水口 | (4) 三工樋管 |
| (2) 味の素樋管（第2排水口） | (5) 中瀬樋管 |
| (3) 鈴木町樋管（第1排水口） | |

2. 川崎市に関する事項

- (1) 味の素を含め、関係機関より受けた水門等の操作情報を「水門操作情報記録用紙」（様式2）に記録する。
- (2) 記録した水門操作情報は、味の素へ提供する。

3. その他

顕著な被害等、特に必要と認められる事項が発生した場合には、相互に連絡する。

4. 連絡の窓口

相互の連絡の窓口は、味の素においては川崎事業所総務・エリア管理部、川崎市においては建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

味の素株式会社 川崎事業所

執行役員 事業所長 永 野 由 巳

川崎市

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫

1 津波避難施設一覧

令和6年4月1日現在

番号	施設名	所在地	開設時間
1	大師中学校	川崎区大師河原2-1-1	
2	殿町小学校	川崎区殿町1-17-19	
3	上野輸送(株)川崎事業所屋外社員用立体駐車場	川崎区小島町6-3	
4	ラウンドワンスタジアム川崎大師店	川崎区殿町1-5-1	
5	川崎生命科学・環境研究センター	川崎区殿町3-25-13	
6	ナノ医療イノベーションセンター	川崎区殿町3-25-14	月～金 8:30～17:15 ※祝祭日及び年末年始の休業日は利用できません
7	東門前小学校	川崎区東門前3-4-6	
8	島忠ホームズ川崎大師店	川崎区中瀬3-20-20	
9	南大師中学校	川崎区四谷上町24-1	
10	大師小学校	川崎区東門前2-6-1	
11	四谷小学校	川崎区四谷下町4-1	
12	入江崎水処理センター	川崎区塩浜3-17-1	
13	入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜3-24-12	
14	旭化成(株)川崎製造所合同2号館	川崎区夜光1-3-1	
15	川崎平和講堂 平和の間	川崎区四谷下町25-2	9:00～21:00 ※休館日(不定休)は利用できません
16	県立大師高等学校	川崎区四谷下町25-1	
17	日本ゼオン(株)総合開発センター8号館	川崎区夜光1-2-1	8:30～17:00 ※祝祭日・夏季休日・年末年始休日・その他休業日は利用できません
18	京浜リサイクルセンター前田道路(株)川崎合材工場	川崎区塩浜3-24-10	第2土曜・日曜以外、毎週日曜17時～翌月曜8時、休業日等は利用できません
19	かわさき南部斎苑	川崎区夜光3-2-7	1月1日及び休業日等は利用できません
20	川崎鶴見臨港バス株式会社塩浜営業所駐車場	川崎区塩浜3-10-10	7:00～22:00
21	川中島中学校	川崎区藤崎2-19-1	
22	市営藤崎住宅	川崎区藤崎1-5-9	
23	市営藤崎東住宅	川崎区藤崎3-2-2	
24	川中島小学校	川崎区川中島2-4-19	
25	藤崎小学校	川崎区藤崎3-2-1	
26	市営観音住宅	川崎区観音1-10-11	
27	桜本中学校	川崎区池上新町1-2-4	
28	ライフ川崎桜本店	川崎区桜本2-16-1	
29	コストコホールセール川崎倉庫店	川崎区池上新町3-1-4	9:00～22:00
30	田島支援学校桜校	川崎区池上新町1-1-3	
31	市営桜本住宅	川崎区桜本2-39-1	
32	さくら小学校	川崎区桜本1-9-15	
33	マルハン川崎桜本店	川崎区桜本1-14-6	
34	川崎金属工業団地協同組合駐車場	川崎区浅野町4-15	
35	臨港中学校	川崎区浜町2-11-22	
36	大島小学校	川崎区浜町1-5-1	
37	渡田小学校	川崎区田島町14-1	
38	イトーヨーカ堂川崎店	川崎区小田栄2-2-1	
39	ホームセンターコーナン川崎小田栄店	川崎区小田栄2-3-1	9:00～21:00 1月1日及び休業日等は利用できません
40	田島支援学校	川崎区田島町20-5	
41	田島中学校	川崎区小田2-21-7	
42	東小田小学校	川崎区小田5-11-20	
43	南部防災センター	川崎区小田7-3-1	
44	京町中学校	川崎区京町3-19-11	
45	ライフ川崎京町店	川崎区京町3-21-1	
46	市営京町耐火住宅A-1号棟	川崎区京町3-13-1	
47	市営京町耐火住宅A-2号棟	川崎区京町3-13-2	
48	市営京町耐火住宅B号棟	川崎区京町3-12-1	
49	市営京町耐火住宅C-1号棟	川崎区京町3-14-1	
50	市営京町耐火住宅C-2号棟	川崎区京町3-14-2	
51	市営浅田住宅	川崎区浅田3-15-17	
52	小田小学校	川崎区小田4-12-24	
53	浅田小学校	川崎区浅田2-11-21	
54	川崎自立会	川崎区浅田1-4-2	
55	渡田中学校	川崎区渡田向町11-1	
56	新町小学校	川崎区渡田新町3-15-1	
57	東大島小学校	川崎区大島5-25-1	
58	向小学校	川崎区大島4-17-1	
59	南部身体障害者福祉会館	川崎区大島1-8-6	
60	ライフ川崎大島店	川崎区大島4-3-1	利用可能時間9:00～24:00(営業時間内)
61	Fontana Kawasaki(塩澤商店)	川崎区大島4-13-8	
62	市営大島住宅	川崎区大島4-4-1	

番号	施 設 名	所 在 地	開設時間
63	田島小学校	川崎区渡田 1-20-1	
64	株式会社 KEIHIN	川崎区渡田 3-17-7	
65	富士見中学校	川崎区富士見 2-1-2	
66	教育文化会館	川崎区富士見 2-1-3	
67	旭町小学校	川崎区旭町 2-2-1	
68	旭町こども文化センター	川崎区旭町 2-1-5	
69	スーパーオートバックスかわさき	川崎区港町 9-8	月～金 11:00～21:00 土日・休日 10:00～20:00 ※休業日（不定休）は利用できません
70	イトーヨーカ堂川崎港町店	川崎区港町 12-1	
71	市立川崎高等学校・附属中学校	川崎区中島 3-3-1	
72	宮前小学校	川崎区宮前町 8-13	
73	市営本町住宅	川崎区本町 2-5-2	
74	川崎中学校	川崎区下並木 50	
75	川崎小学校	川崎区日進町 20-1	
76	市営日進町住宅	川崎区日進町 37-3	
77	京町小学校	川崎区京町 1-1-4	
78	県立川崎高等学校	川崎区渡田山王町 22-6	
79	御幸中学校	幸区戸手 4-2-1	
80	川又電機工事株式会社	川崎区観音 2-9-3	外階段有り。屋上へ避難。24時間避難可能。
81	浮島処理センター	川崎区浮島町 509-1	
82	花王(株)川崎工場第二工場	川崎区浮島町 1-2	
83	メビウスパッケージング(株)川崎工場	川崎区浮島町 11-1	
84	ブルーエクスプレス(株)事務所棟	川崎区浮島町 12-9	
85	川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)	川崎区東扇島 38-1	
86	首都圏臨海防災センター	川崎区東扇島 58-15	
87	コマツ物流(株)東扇島物流センター	川崎区東扇島 5	月～金 9:00～17:15 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
88	(株)JERA東扇島火力発電所事務本館	川崎区東扇島 3	
89	かわさきファズ物流センター	川崎区東扇島 6-10	
90	ESR東扇島ディストリビューションセンター	川崎区東扇島 21番地	
91	川崎港海底トンネル東扇島換気所	川崎区東扇島 16-1	
92	サンケミカル(株)川崎工場事務所棟	川崎区千鳥町 13-2	
93	川崎臨港倉庫埠頭(株)事務所棟	川崎区千鳥町 7-1	月～金 7:00～20:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・創立記念日（8月16日）・その他休業日は利用できません
94	(株)JERA川崎火力発電所事務本館	川崎区千鳥町 5-1	
95	日油(株)川崎事業所総合棟	川崎区千鳥町 3-3	月～金 8:30～17:00 ※祝祭日・夏季休日・年末年始休日・その他休業日は利用できません
96	(株)クレハ環境かながわ事業所	川崎区千鳥町 6-1	
97	川崎港海底トンネル千鳥町換気所	川崎区千鳥町 6-1	
98	川崎エコタウン会館	川崎区水江町 6-6	
99	グッドマン水江	川崎区水江町 1-37	
100	コアレックス三栄(株)東京工場	川崎区水江町 6-10	年末年始・休業日は利用不可
101	ENEOS(株)川崎事業所	川崎区扇町 12-1	
102	ペトリファインテクノロジー(株)事務所棟	川崎区扇町 12-2	
103	川崎天然ガス発電所管理棟	川崎区扇町 12-1	
104	東日本旅客鉄道(株)川崎発電所事務所棟	川崎区扇町 8-3	
105	(株)ユカ川崎支店	川崎区大川町 10-3	月～金 8:30～17:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
106	キリンテクノシステム(株)本社ビル	川崎区大川町 10-10	月～金 8:50～17:50 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
107	(株)関本組東京事業所	川崎区大川町 12-4	月～土 7:00～18:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません

1 津波避難施設一覧【修正前】

番号	施 設 名	所 在 地	開設時間
1	大師中学校	川崎区大師河原2-1-1	
2	殿町小学校	川崎区殿町1-17-19	
3	上野輸送(株)川崎事業所屋外社員用立体駐車場	川崎区小島町6-3	
4	ラウンドワンスタジアム川崎大師店	川崎区殿町1-5-1	
5	川崎生命科学・環境研究センター	川崎区殿町3-25-13	
6	ナノ医療イノベーションセンター	川崎区殿町3-25-14	月～金 8:30～17:15 ※祝祭日及び年末年始の休業日は利用できません。
7	東門前小学校	川崎区東門前3-4-6	
8	島忠ホームズ川崎大師店	川崎区中瀬3-20-20	
9	南大師中学校	川崎区四谷上町24-1	
10	大師小学校	川崎区東門前2-6-1	
11	四谷小学校	川崎区四谷下町4-1	
12	入江崎水処理センター	川崎区塩浜3-17-1	
13	入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜3-24-12	
14	旭化成(株)川崎製造所合同2号館	川崎区夜光1-3-1	
15	川崎平和講堂 平和の間	川崎区四谷下町25-2	9:00～21:00 ※休館日（不定休）は利用できません
16	県立大師高等学校	川崎区四谷下町25-1	
17	日本ゼオン(株)総合開発センター8号館	川崎区夜光1-2-1	8:30～17:00 ※祝祭日・夏季休日・年末年始休日・その他休業日は利用できません
18	京浜リサイクルセンター前田道路（株）川崎合材工場	川崎区塩浜3-24-10	第2土曜・日曜以外、毎週日曜17時～翌月曜8時、休業日等は利用できません
19	かわさき南部斎苑	川崎区夜光3-2-7	1月1日及び休業日等は利用できません
20	川崎鶴見臨港バス株式会社塩浜営業所駐車場	川崎区塩浜3-10-10	7:00～22:00
21	川中島中学校	川崎区藤崎2-19-1	
22	市営藤崎住宅	川崎区藤崎1-5-9	
23	市営藤崎東住宅	川崎区藤崎3-2-2	
24	川中島小学校	川崎区川中島2-4-19	
25	藤崎小学校	川崎区藤崎3-2-1	
26	市営観音住宅	川崎区観音1-10-11	
27	桜本中学校	川崎区池上新町1-2-4	
28	ライフ川崎桜本店	川崎区桜本2-16-1	
29	コストコホールセール川崎倉庫店	川崎区池上新町3-1-4	9:00～22:00
30	田島支援学校桜校	川崎区池上新町1-1-3	
31	市営桜本住宅	川崎区桜本2-39-1	
32	さくら小学校	川崎区桜本1-9-15	
33	マルハン川崎桜本店	川崎区桜本1-14-6	
34	川崎金属工業団地協同組合駐車場	川崎区浅野町4-15	
35	臨港中学校	川崎区浜町2-11-22	
36	大島小学校	川崎区浜町1-5-1	
37	渡田小学校	川崎区田島町14-1	
38	イトーヨーカ堂川崎店	川崎区小田栄2-2-1	
39	ホームセンターコーナン川崎小田栄店	川崎区小田栄2-3-1	
40	田島支援学校	川崎区田島町20-5	
41	田島中学校	川崎区小田2-21-7	
42	東小田小学校	川崎区小田5-11-20	
43	南部防災センター	川崎区小田7-3-1	
44	京町中学校	川崎区京町3-19-11	
45	ライフ川崎京町店	川崎区京町3-21-1	
46	市営京町耐火住宅A-1号棟	川崎区京町3-13-1	
47	市営京町耐火住宅A-2号棟	川崎区京町3-13-2	
48	市営京町耐火住宅B号棟	川崎区京町3-12-1	
49	市営京町耐火住宅C-1号棟	川崎区京町3-14-1	
50	市営京町耐火住宅C-2号棟	川崎区京町3-14-2	
51	市営浅田住宅	川崎区浅田3-15-17	
52	小田小学校	川崎区小田4-12-24	
53	浅田小学校	川崎区浅田2-11-21	
54	川崎自立会	川崎区浅田1-4-2	
55	渡田中学校	川崎区渡田向町11-1	
56	新町小学校	川崎区渡田新町3-15-1	
57	東大島小学校	川崎区大島5-25-1	
58	向小学校	川崎区大島4-17-1	
59	南部身体障害者福祉会館	川崎区大島1-8-6	
60	Fontana Kawasaki（塩澤商店）	川崎区大島4-13-8	
61	市営大島住宅	川崎区大島4-4-1	
62	田島小学校	川崎区渡田1-20-1	
63	富士見中学校	川崎区富士見2-1-2	

番号	施 設 名	所 在 地	開設時間
64	教育文化会館	川崎区富士見 2-1-3	
65	旭町小学校	川崎区旭町 2-2-1	
66	旭町こども文化センター	川崎区旭町 2-1-5	
67	スーパーオートバックスかわさき	川崎区港町 9-8	月～金 11:00～21:00 土日・休日 10:00～20:00 ※休業日（不定休）は利用できません
68	イトーヨーカ堂川崎港町店	川崎区港町 12-1	
69	市立川崎高等学校・附属中学校	川崎区中島 3-3-1	
70	宮前小学校	川崎区宮前町 8-13	
71	市営本町住宅	川崎区本町 2-5-2	
72	川崎中学校	川崎区下並木 50	
73	川崎小学校	川崎区日進町 20-1	
74	市営日進町住宅	川崎区日進町 37-3	
75	京町小学校	川崎区京町 1-1-4	
76	県立川崎高等学校	川崎区渡田山王町 22-6	
77	御幸中学校	幸区戸手 4-2-1	
78	浮島処理センター	川崎区浮島町 509-1	
79	花王(株)川崎工場第二工場	川崎区浮島町 1-2	
80	メビウスパッケージング(株)川崎工場	川崎区浮島町 11-1	
81	ブルーエキスプレス(株)事務所棟	川崎区浮島町 12-9	
82	川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)	川崎区東扇島 38-1	
83	首都圏臨海防災センター	川崎区東扇島 58-15	
84	コマツ物流(株)東扇島物流センター	川崎区東扇島 5	月～金 9:00～17:15 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
85	(株)JERA東扇島火力発電所事務本館	川崎区東扇島 3	
86	かわさきファズ物流センター	川崎区東扇島 6-10	
87	川崎港海底トンネル東扇島換気所	川崎区東扇島 16-1	
88	サンケミカル(株)川崎工場事務所棟	川崎区千鳥町 13-2	
89	川崎臨港倉庫埠頭(株)事務所棟	川崎区千鳥町 7-1	月～金 7:00～20:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・創立記念日（8月16日）・その他休業日は利用できません
90	(株)JERA川崎火力発電所事務本館	川崎区千鳥町 5-1	
91	日油(株)川崎事業所総合棟	川崎区千鳥町 3-3	月～金 8:30～17:00 ※祝祭日・夏季休日・年末年始休日・その他休業日は利用できません
92	(株)クレハ環境かながわ事業所	川崎区千鳥町 6-1	
93	川崎港海底トンネル千鳥町換気所	川崎区千鳥町 6-1	
94	川崎エコタウン会館	川崎区水江町 6-6	
95	グッドマン水江	川崎区水江町 1-37	
96	コアレックス三栄(株)東京工場	川崎区水江町 6-10	年末年始・休業日は利用不可
97	JXTGエネルギー(株)川崎事業所	川崎区扇町 12-1	
98	ペットリファインテクノロジー(株)事務所棟	川崎区扇町 12-2	※現在業務停止中につき、利用不可。
99	川崎天然ガス発電所管理棟	川崎区扇町 12-1	
100	三友プラントサービス川崎工場事務棟	川崎区扇町 6-13	月～金 8:00～17:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
101	東日本旅客鉄道(株)川崎発電所事務所棟	川崎区扇町 8-3	
102	(株)ユカ川崎支店	川崎区大川町 10-3	月～金 8:30～17:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
103	キリンテクノシステム(株)本社ビル	川崎区大川町 10-10	月～金 8:50～17:50 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません
104	(株)関本組東京事業所	川崎区大川町 12-4	月～土 7:00～18:00 ※休日・夏季休暇・年末年始・その他休業日は利用できません

【修正後】

2 指定避難場所・広域避難場所

指定避難場所

番号	学 校 名	住 所
1	大師中学校	大師河原2-1-1
2	殿町小学校	殿町1-17-19
3	東門前小学校	東門前3-4-6
4	南大師中学校	四谷上町24-1
5	大師小学校	東門前2-6-1
6	四谷小学校	四谷下町4-1
7	川中島中学校	藤崎2-19-1
8	川中島小学校	川中島2-4-19
9	藤崎小学校	藤崎3-2-1
10	桜本中学校	池上新町1-2-4
11	田島支援学校桜校	池上新町1-1-3
12	さくら小学校	桜本1-9-15
13	臨港中学校	浜町2-11-22
14	大島小学校	浜町1-5-1
15	渡田小学校	田島町14-1
16	田島中学校	小田2-21-7
17	東小田小学校	小田5-11-20
18	京町中学校	京町3-19-11
19	小田小学校	小田4-12-24
20	浅田小学校	浅田2-11-21
21	渡田中学校	渡田向町11-1
22	新町小学校	渡田新町3-15-1
23	東大島小学校	大島5-25-1
24	向小学校	大島4-17-1
25	田島小学校	渡田1-20-1
26	富士見中学校	富士見2-1-2
27	旭町小学校	旭町2-2-1
28	市立川崎高校・附属中学校	中島3-3-1
29	宮前小学校	宮前町8-13
30	川崎中学校	下並木50
31	川崎小学校	日進町20-1
32	京町小学校	京町1-1-4

広域避難場所

多摩川河川敷、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎富士見球場、富士見公園、大師公園、小田公園

2 指定避難所・広域避難場所

指定避難所

番号	学 校 名	住 所
1	大師中学校	川崎区 大師河原2-1-1
2	殿町小学校	川崎区 殿町1-17-19
3	東門前小学校	川崎区 東門前3-4-6
4	南大師中学校	川崎区 四谷上町24-1
5	大師小学校	川崎区 東門前2-6-1
6	四谷小学校	川崎区 四谷下町4-1
7	川中島中学校	川崎区 藤崎2-19-1
8	川中島小学校	川崎区 川中島2-4-19
9	藤崎小学校	川崎区 藤崎3-2-1
10	桜本中学校	川崎区 池上新町1-2-4
11	田島支援学校桜校	川崎区 池上新町1-1-3
12	さくら小学校	川崎区 桜本1-9-15
13	臨港中学校	川崎区 浜町2-11-22
14	大島小学校	川崎区 浜町1-5-1
15	渡田小学校	川崎区 田島町14-1
16	田島中学校	川崎区 小田2-21-7
17	東小田小学校	川崎区 小田5-11-20
18	南部防災センター	川崎区 小田7-3-1
19	京町中学校	川崎区 京町3-19-11
20	小田小学校	川崎区 小田4-12-24
21	浅田小学校	川崎区 浅田2-11-21
22	渡田中学校	川崎区 渡田向町11-1
23	新町小学校	川崎区 渡田新町3-15-1
24	東大島小学校	川崎区 大島5-25-1
25	向小学校	川崎区 大島4-17-1
26	田島小学校	川崎区 渡田1-20-1
27	富士見中学校	川崎区 富士見2-1-2
28	旭町小学校	川崎区 旭町2-2-1
29	市立川崎高校・附属中学校	川崎区 中島3-3-1
30	宮前小学校	川崎区 宮前町8-13
31	川崎中学校	川崎区 下並木50
32	川崎小学校	川崎区 日進町20-1
33	京町小学校	川崎区 京町1-1-4

広域避難場所

1	富士見公園（一帯）	川崎区 富士見1、2
2	大師公園	川崎区 大師公園1
3	小田公園	川崎区 小田4-20-38

【修正後】

1 京浜港船舶津波対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、京浜港（横浜区及び川崎区に限る。以下同じ。）船舶津波対策協議会（以下「協議会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 京浜港における津波による船舶の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 港内津波影響に関する調査
- (2) 船舶対応策の策定
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、横浜海上保安部におく。

(会員)

第5条 協議会は、別表に掲げる京浜港に関係ある行政機関及び企業並びに団体をもって会員とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長及び副会長は、会員の中から選任する。

3 会長及び副会長の任期については基本的に定めず、改選の必要が生じた場合に協議会で協議する。

(協議会)

第7条 会議は、会長が必要と認める場合、召集するものとする。

(検討部会の設置)

第8条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るために必要と認めたときは、会員の了解を得て、検討部会を設けることができる。

(検討部会の構成)

第9条 検討部会は、部会長1名及び部会員若干名をもって構成する。

2 部会員は、会員の中から選任する。

(検討部会の部会長)

第10条 検討部会の長は、検討部会の会員の中から選任する。

2 部会長は、部会を招集し、その会議を主催する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会員の了解を得て定める。

附 則 この会則は、平成 17 年 3 月 4 日から施行する。

附 則 平成27 年 6 月 10日改正

附 則 平成28 年 2 月 29日改正

附 則 令和 4 年 3 月 11日改正

京浜港船舶津波対策協議会会員(順不同)

- ・横浜市総務局危機管理室
- ・川崎市総務局危機管理室
- ・横浜市港湾局
- ・川崎市港湾局
- ・国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所
- ・国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
- ・横浜市消防局
- ・川崎市消防局
- ・横浜地方気象台
- ・外国船舶協会横浜支部
- ・全国内航タンカー海運組合関東支部
- ・港内交通船関係者
- ・港内遊覧船関係者
- ・横浜地方海運組合
- ・船舶けい留施設運営会
- ・(財)日本船渠長協会
- ・横浜回漕協会
- ・神奈川県船舶代理店協会
- ・横浜川崎区外船連絡会
- ・東京湾水先区水先人会
- ・横浜川崎曳船会
- ・(社)関東小型船安全協会
- ・(社)日本埋立浚渫協会関東支部
- ・横浜市漁業協同組合
- ・(株)東洋信号通信社
- ・(社)東京湾海難防止協会
- ・沖荷役安全協会横浜支部
- ・東京湾油送船繁船場協同組合
- ・横浜小型タンカー船主協同組合
- ・神奈川県釣船業協同組合金沢支部
- ・横浜ケミカル運航連絡協議会
- ・横浜川崎国際港湾株式会社
- ・横浜港埠頭株式会社
- ・横浜海上保安部
- ・川崎海上保安署
- 【オブザーバー】
- 神奈川県警察本部

京浜港船舶津波対策協議会検討部会名簿(順不同)

- ・横浜市総務局危機管理室
- ・川崎市総務局危機管理室
- ・横浜市港湾局
- ・川崎市港湾局
- ・横浜市消防局
- ・川崎市消防局
- ・横浜地方気象台
- ・外国船舶協会横浜支部
- ・港内交通船関係者
- ・港内遊覧船関係者
- ・船舶けい留施設運営会
- ・(財)日本船渠長協会
- ・横浜回漕協会
- ・神奈川県船舶代理店協会
- ・東京湾水先区水先人会
- ・横浜川崎曳船櫓
- ・(社)関東小型船安全協会
- ・(社)日本埋立浚渫協会関東支部
- ・横浜市漁業協同組合
- ・東洋信号通信社(株)
- ・(社)東京湾海難防止協会
- ・東京湾油送船繋船場協同組合
- ・神奈川県釣船業協同組合金沢支部
- ・横浜ケミカル運航連絡協議会
- ・横浜川崎国際港湾株式会社
- ・横浜港埠頭株式会社
- ・横浜海上保安部
- ・川崎海上保安署
- 【オブザーバー】
- 神奈川県警察本部

2 1 京浜港船舶津波対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は・京浜(横浜区及び川崎区に限る・以下同じ。)船舶津波対策協議会(以下「協議会」と言う。)と呼称する。

(目的)

第2条 京浜港における津波による船舶の安全について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 港内津波影響に関する調査
- (2) 船舶対応策の策定
- (3) その他本会の回期的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、横浜海上保安部におく。

(会員)

第5条 協議会は、別表に掲げる京浜港に関係ある行政機関及関連企業ならびに団体をもって会員とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長及び副会長は、会員の中から選任する。

3 会長及び副会長の任期については基本的に定めず、改選の必要が生じた場合に協議会で協議する。

(協議会)

第7条 会議は、会長が必要と認める場合、召集するものとする。

(検討部会の設置)

第8条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るために必要と認めたときは、会員の了解を得て検討部会を設けることができる。

(検討部会の構成)

第9条 検討部会は、部会長1名及び部会員若干名をもって構成する。

2 部会員は、会員の中から選任する。

(検討部会の部会長)

第10条 検討部会の長は、検討部会の会員の中から選任する。

2 部会長は、部会を招集し、その会議を主催する。

（その他）

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会員の了解を得て定める。

附則

1 この会則は、平成17年3月4日から施行する。

別表（第5条関係）

京浜港船舶津波対策協議会会員（順不同）

横浜市総務局危機管理対策室
 川崎市総務局危機管理室
 横浜市港湾局
 川崎市港湾局
 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所
 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
 横浜市消防局
 川崎市消防局
 横浜地方気象台
 横浜船主会海務専門委員会
 外国船舶協会横浜支部
 全国内航タンカー海運組合関東支部
 港内交通船関係者
 港内遊覧船関係者
 横浜地方海運組合
 船舶けい留施設運営会
 (財)日本船渠長協会
 横浜回漕協会
 神奈川県船舶代理店協会
 横浜川崎区外船連絡会
 東京湾水先区水先人会
 横浜川崎曳船(株)
 (社)関東小型船安全協会
 (社)日本埋立浚渫協会関東支部
 横浜市漁業協同組合
 (株)東洋信号通信社
 (社)東京湾海難防止協会
 横浜沖荷役安全協会
 東京湾油送船繋船揚協同組合
 横浜小型タンカー船主協同組合
 神奈川県釣船業協同組合金沢支部
 横浜海上保安部
 川崎海上保安署
 ※神奈川県警察本部(オブザーバー)

【修正後】

2 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「京浜特防協」という。）と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、会長事業所内におく。

（目 的）

第3条 本会は、石油コンビナート等災害防止法第22条の趣旨に則り、京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「京浜特防協区域」という。）内に所在するすべての特定事業所およびその他の事業所が協力して、災害の発生または拡大の防止のため調査研究等を行い、もって地域防災体制の確立を図ることを目的とする。

（構 成）

第4条 本会は、京浜特防協区域内に所在するすべての特定事業所および本会の目的に賛同するその他の事業所（以下「会員事業所」という。）をもって構成し、別表－1に定める支部および地区をおく。

（事 業）

第5条 本会は、第3条に定める目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 災害防止に関する自主基準等の作成。
- (2) 災害防止に関する技術等の調査研究。
- (3) 会員事業所従業員等に対する災害防止に関する教育、訓練の実施。
- (4) 共同防災訓練の実施。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業。

第2章 役 員

（役 員）

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理 事 若干名（支部長および地区長を含む。）
 - (4) 監 事 2名
- 2 会長および副会長は理事の中から互選する。

（役員任期）

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、欠員を生じた役員の所属する支部または地区の推せんにもとづき、理事会にて選任する。
- 3 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は本会の運営に必要な議事を審議し、会長および副会長と共に本会の事業の推進にあたる。

4 監事は本会の会計を監査する。

(支部長)

第9条 各支部に支部長をおく。

2 支部長は地区長の中から互選する。

(地区長)

第10条 各地区に地区長をおく。

2 地区長は地区内の会員事業所の中から互選する。

第3章 会 議

(総 会)

第11条 総会は会員事業所によって構成し、最高の決議機関とする。

(総会の種類および開催日)

第12条 総会の種類は定時総会および臨時総会とし、会長が招集する。

2 定時総会は毎年度初めに開催する。

3 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし、会員事業所の過半数から要請があったときは、会長は開催しなければならない。

4 総会の議長には会長があたる。

(総会の成立および決議)

第13条 総会は会員事業所の三分の二以上の出席で成立し、決議は出席事業所の過半数により決め、賛否同数のときは議長がこれを決める。

(総会に付議する事項)

第14条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告および事業計画に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会計監査に関すること。
- (4) 会則の制定および改廃に関すること。
- (5) 理事および監事の選任に関すること。
- (6) 入会および退会事業所の承認に関すること。
- (7) その他理事会において必要と認めた事項。

(理事会)

第15条 理事会は会長、副会長および理事によって構成し、次の事項を審議し決議する。

- (1) 総会に提案する議案に関すること。
 - (2) 事業遂行のため総会から委任された事項の処理に関すること。
 - (3) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
- 2 理事会の議長には会長があたる。
- 3 理事会の成立および決議については総会の定めに準ずる。

(支部会議)

第16条 支部会議は、支部長および地区長によって構成し、必要の都度支部長が招集する。

- 2 支部会議は、本会の運営に必要な事項の連絡等を行う。
- 3 支部会議の議長には支部長があたる。

(地区会議)

第17条 地区会議は、地区内会員事業所によって構成し、必要の都度地区長が招集する。

- 2 地区会議は本会の運営に必要な事項の連絡等を行う。
- 3 地区会議の議長には地区長があたる。

第4章 入 退 会

(入 会)

第18条 本会に入会しようとする事業所は、その旨文書にて会長に申し出て総会において承認を受けるものとする。

2 年度の途中入会しようとする事業所については、理事会の承認をうけて、次の総会までの間会員事業所として入会することができる。

(退 会)

第19条 本会を退会しようとする事業所は、その旨文書にて会長事業所に申し出て総会において承認を受けるものとする。

第5章 会 計

(会 費)

第20条 本会の事業達成のため次のとおり会費を徴収する。

(1) 通常会費

(ア) 第1種特定事業所	年 額	25,000 円
(イ) 第2種特定事業所	年 額	13,000 円
(ウ) その他事業所	年 額	2,000 円

(2) 臨時会費

必要の都度理事会で決定する。

2 会費は毎年5月末日までに一括納入するものとする。

3 すでに納入された会費は退会等においても返納しないものとする。

4 新入会員事業所の会費は、次のとおりとし、入会の月の翌月末日までに納入するものとする。

- (1) 4月1日から9月30日までに入会したとき 年額
- (2) 10月1日から翌年3月31日までに入会したとき 年額の2分の1

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 顧 問 等

第22条 本会の運営を有効かつ円滑に推進するため顧問をおくことができる。

2 顧問は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(疑義の取扱い)

第23条 本会則の解釈上の疑義または本会則に定めのない事項については、その都度理事会で討議し、理事会でその必要を認めたときは総会へ付議し、その他のときは理事会で決定する。

(会則の制定および改廃)

第24条 本会則の制定および改廃は、総会において承認をうけなければならない。

(付 則)

この会則は、1982年3月29日から施行する。

1986年4月18日一部改定

2009年4月15日一部改定

2020年4月17日一部改定

(別表－1)

本会則第4条に定める支部および地区は次のとおりとする。



【修正前】

23 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「京浜特防協」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長事業所内におく。

(目 的)

第3条 本会は、石油コンビナート等災害防止法第22条の趣旨に則り、京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「京浜特防協区域」という。）内に所在するすべての特定事業所およびその他の事業所が協力して、災害の発生または拡大の防止のため調査研究等を行い、もって地域防災体制の確立を図ることを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、京浜特防協区域内に所在するすべての特定事業所および本会の目的に賛同するその他の事業所（以下「会員事業所」という。）をもって構成し、別表－1に定める支部および地区をおく。

(事 業)

第5条 本会は、第3条に定める目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 災害防止に関する自主基準等の作成。
- (2) 災害防止に関する技術等の調査研究。
- (3) 会員事業所従業員等に対する災害防止に関する教育、訓練の実施。
- (4) 共同防災訓練の実施。
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業。

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名（支部長および地区長を含む。）
- (4) 監 事 2名

2 会長および副会長は理事の中から互選する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、欠員を生じた役員の所属する支部または地区の推せんにもとづき、理事会にて選任する。
- 3 欠員補充のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は本会の運営に必要な議事を審議し、会長および副会長と共に本会の事業の推進にあたる。

4 監事は本会の会計を監査する。

(支部長)

第9条 各支部に支部長をおく。

2 支部長は地区長の中から互選する。

(地区長)

第10条 各地区に地区長をおく。

2 地区長は地区内の会員事業所の中から互選する。

第3章 会 議

(総 会)

第11条 総会は会員事業所によって構成し、最高の決議機関とする。

(総会の種類および開催日)

第12条 総会の種類は定時総会および臨時総会とし、会長が招集する。

2 定時総会は毎年度初めに開催する。

3 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし、会員事業所の過半数から要請があったときは、会長は開催しなければならない。

4 総会の議長には会長があたる。

(総会の成立および決議)

第13条 総会は会員事業所の三分の二以上の出席で成立し、決議は出席事業所の過半数により決め、賛否同数のときは議長がこれが決める。

(総会に付議する事項)

第14条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告および事業計画に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会計監査に関すること。
- (4) 会則の制定および改廃に関すること。
- (5) 理事および監事の選任に関すること。
- (6) 入会および退会事業所の承認に関すること。
- (7) その他理事会において必要と認めた事項。

(理事会)

第15条 理事会は会長、副会長および理事によって構成し、次の事項を審議し決議する。

- (1) 総会に提案する議案に関すること。
- (2) 事業遂行のため総会から委任された事項の処理に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

2 理事会の議長には会長があたる。

3 理事会の成立および決議については総会の定めに準ずる。

(支部会議)

第16条 支部会議は、支部長および地区長によって構成し、必要の都度支部長が招集する。

2 支部会議は、本会の運営に必要な事項の連絡等を行う。

3 支部会議の議長には支部長があたる。

(地区会議)

第17条 地区会議は、地区内会員事業所によって構成し、必要の都度地区長が招集する。

2 地区会議は本会の運営に必要な事項の連絡等を行う。

3 地区会議の議長には地区長があたる。

第4章 入 退 会

(入 会)

第18条 本会に入会しようとする事業所は、その旨文書にて会長に申し出て総会において承認を受けるものとする。

2 年度の途中入会しようとする事業所については、理事会の承認をうけて、次の総会までの間会員事業所として入会することができる。

(退 会)

第19条 本会を退会しようとする事業所は、その旨文書にて会長に申し出て総会において承認を受けるものとする。

第5章 会 計

(会 費)

第20条 本会の事業達成のため次のとおり会費を徴収する。

(1) 通常会費

(ア) 第1種特定事業所	年 額	20,000 円
--------------	-----	----------

(イ) 第2種	〃	10,000 円
---------	---	----------

(ウ) その他事業所	〃	2,000 円
------------	---	---------

(2) 臨時会費

必要の都度理事会で決定する。

2 会費は毎年5月末日までに一括納入するものとする。

3 すでに納入された会費は退会等においても返納しないものとする。

4 新入会員事業所の会費は、次のとおりとし、入会の月の翌月末日までに納入するものとする。

(1) 4月1日から9月30日までに入会したとき 年額

(2) 10月1日から翌年3月31日までに入会したとき 年額の2分の1

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 顧 問 等

第22条 本会の運営を有効かつ円滑に推進するため顧問をおくことができる。

2 顧問は理事会の推せんに基づき、会長が委嘱する。

(疑義の取扱い)

第23条 本会則の解釈上の疑義または本会則に定めのない事項については、その都度理事会で

討議し、理事会でその必要を認めたときは総会へ付議し、その他のときは理事会で決定する。

(会則の制定および改廃)

第 2 4 条 本会則の制定および改廃は、総会において承認を受けなければならない。

(付 則)

この会則は、昭和 57 年 3 月 29 日から施行する。

昭和 61 年 4 月 18 日一部改定

平成 21 年 4 月 15 日一部改定

(別表－ 1)

本会則第 4 条に定める支部および地区は次のとおりとする。



1 災害応急措置に係る相互応援確認書

浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会及び扇島地区共同防災協議会（以下「各協議会」という。）は、それぞれが所有する大型高所放水車、大型化学消防車、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車（以下「消防車」という。）並びに耐アルコール泡消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）の相互応援体制について次のとおり確認する。

（相互応援体制の目的）

第1条 この相互応援は、平成15年9月に発生した十勝沖地震の影響で、多数のタンク等の損傷と浮き屋根式タンク2基の火災が発生したことに鑑み、市内臨海部の石油コンビナート地区においても同規模の災害が発生した場合に、その被害の拡大防止を図るべく、各協議会相互により応援体制を図ることを目的とする。なお、本確認書は石油コンビナート等災害防止法 第25条（自衛防災組織等に対する指示）に則り市町村長が指示することができるとする権限を確認するものでもある。

（応援要請の範囲）

第2条 各協議会は、市内臨海部の石油コンビナート地区において、異常な現象が発生したときは、市長（以下「公設消防」という。）の指示により、その災害の発生又は被害拡大防止のため、相互に応援出動することとする。

（応援出動）

第3条 応援出動を指示された各協議会は、直ちに指定された場所に消防車に機関員等を乗車させて応援出動する。
 なお、別途指示された場合、各協議会は直ちに指定された場所に消火薬剤を応援のため搬送する。

2 応援出動した消防車は、公設消防の指揮者の指示に従うものとする。

（労働災害補償等）

第4条 応援出動のため防災要員に人的災害が発生した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法によるものとする。

2 労働者災害補償保険法による補償額以外に被災者が所属する各協議会において労働協約、就業規則等により、付加金、見舞金等の定めがあ

る場合は、当該金額を発災事業所が負担する。

- 3 被災者の治療等に要した医療費等が労働者災害補償保険法による補償額で補償されない場合は、当該不足分を発災事業所が負担する。
- 4 応援出動中に消費した消火薬剤は発災事業所の負担とする。
- 5 物損事故等、その他の補償については、別途協議するものとする。

(疑義の取扱い)

第5条 本確認書の解釈に疑義が生じたときは、各協議会相互にて協議のうえ解決する。

(確認の有効期限)

第6条 本確認書の有効期限は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに各協議会いずれかから申し出のない限り、本協定は有効期間満了とともに、自動的に1年間延長されるものとし、以降もこの例によるものとする。

以上、本確認締結の証として本書3通を作成し、各協議会それぞれが記名押印のうえ各1通を保管する。

平成28年8月1日

確認書 浮島共同防災協議会
会長 山口 浩一

川崎市千鳥地区防災協議会
会長 下村 啓

扇島地区共同防災協議会
会長 日下 修一

以上

【修正後】

2 石油コンビナート等特別防災区域内の備蓄消火薬剤等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分			合 計	浮 島	千 島	水 江	扇 町	大 川 ・ 白 石	扇 島	東扇島
たん 白 泡 消 火 薬 剤 (ℓ)	合 計	3 %	439,490	183,480	129,260	82,930	4,700	4,740	7,880	26,500
		6 %	44,600	17,600	27,000	－	－	－	－	－
	自 動 車 積 載	3 %	20,800	8,000	2,000	10,800	－	－	－	－
		6 %	2,500	2,500	－	－	－	－	－	－
	固 定 消 火 設 備	3 %	303,180	127,860	90,620	42,320	3,300	4,700	7,880	26,500
		6 %	40,800	15,000	25,800	－	－	－	－	－
	容 器 貯 蔵	3 %	115,510	47,620	36,640	29,810	1,400	40	－	－
		6 %	1,300	100	1,200	－	－	－	－	－
水 成 膜 泡 消 火 薬 剤 (ℓ)	合 計	3 %	51,410	26,110	200	－	6,800	4,000	14,000	300
		6 %	800	－	800	－	－	－	－	－
	自 動 車 積 載	3 %	22,500	20,500	－	－	－	－	2,000	－
		6 %	－	－	－	－	－	－	－	－
	固 定 消 火 設 備	3 %	4,610	3,510	－	－	800	－	－	300
		6 %	－	－	－	－	－	－	－	－
	容 器 貯 蔵	3 %	24,300	2,100	200	－	6,000	4,000	12,000	－
		6 %	800	－	800	－	－	－	－	－
合 成 界 面 活 性 泡 消 火 薬 剤 (ℓ)	合 計	3 %	33,520	920	23,800	2,500	－	－	6,300	－
		6 %	14,700	11,700	3,000	－	－	－	－	－
	自 動 車 積 載	3 %	800	300	－	－	－	－	500	－
		6 %	－	－	－	－	－	－	－	－
	固 定 消 火 設 備	3 %	18,500	－	16,000	2,500	－	－	－	－
		6 %	14,700	11,700	3,000	－	－	－	－	－
	容 器 貯 蔵	3 %	14,220	620	7,800	－	－	－	5,800	－
		6 %	－	－	－	－	－	－	－	－
耐 ア ル コ ー ル 泡 消 火 薬 剤 (ℓ)	合 計	3 %	82,326	30,760	39,566	8,000	4,000	－	－	－
		6 %	119,560	31,200	87,560	－	－	800	－	－
	自 動 車 積 載	3 %	5,800	－	1,800	－	4,000	－	－	－
		6 %	8,300	2,500	5,800	－	－	－	－	－
	固 定 消 火 設 備	3 %	74,366	28,600	37,766	8,000	－	－	－	－
		6 %	74,300	27,300	46,200	－	－	800	－	－
	容 器 貯 蔵	3 %	2,160	2,160	－	－	－	－	－	－
		6 %	36,960	1,400	35,560	－	－	－	－	－
粉 末 消 火 薬 剤 (kg)	合 計		32,402	－	17,640	－	2,955	1,116	－	10,691
	自 動 車 積 載		－	－	－	－	－	－	－	－
	固 定 消 火 設 備		26,024	－	16,039	－	2,955	－	－	7,030
	容 器 貯 蔵		6,378	－	1,601	－	－	1,116	－	3,661
流 出 油 処 理 剤 (ℓ)			19,422	－	9,868	5,940	878	18	－	2,718
オイルフェンス(m)		B	22,404	9,624	6,180	2,380	540	60	2,420	1,200
		A	804	180	60	84	260	60	160	－

【修正前】

2 石油コンビナート等特別防災区域内の備蓄消火薬剤等の状況

(平成31年4月1日現在)

区 分			合 計	浮 島	千 鳥	水 江	扇 町	大 川 ・ 白 石	扇 島	東扇島
たん 白 泡 消 火 薬 剤 (ℓ)	合 計	3%	599,447	306,118	151,940	81,695	5,500	4,780	20,814	28,600
		6%	64,520	23,200	41,320	-	-	-	-	-
	自 動 車 積 載	3%	48,936	28,468	9,600	10,868	-	-	-	-
		6%	-	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	325,791	140,800	97,560	44,517	4,100	4,700	14,114	20,000
		6%	53,620	17,700	35,920	-	-	-	-	-
	容 器 貯 蔵	3%	224,720	136,850	44,780	26,310	1,400	80	6,700	8,600
		6%	10,900	5,500	5,400	-	-	-	-	-
水 成 膜 泡 消 火 薬 剤 (ℓ)	合 計	3%	59,250	31,990	14,600	-	6,620	4,340	1,400	300
		6%	22,000	11,000	11,000	-	-	-	-	-
	自 動 車 積 載	3%	8,400	4,200	-	-	-	4,200	-	-
		6%	-	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	19,310	11,410	7,000	-	600	-	-	300
		6%	19,600	9,800	9,800	-	-	-	-	-
	容 器 貯 蔵	3%	31,540	16,380	7,600	-	6,020	140	1,400	-
		6%	2,400	1,200	1,200	-	-	-	-	-
合 成 界 面 活 性 泡 消 火 薬 剤 (ℓ)	合 計	3%	29,820	300	23,800	3,720	-	-	2,000	-
		6%	17,500	12,500	3,000	-	1,500	-	500	-
	自 動 車 積 載	3%	2,800	300	-	500	-	-	2,000	-
		6%	500	-	-	-	-	-	500	-
	固 定 消 火 設 備	3%	18,500	-	16,000	2,500	-	-	-	-
		6%	16,800	12,300	3,000	-	1,500	-	-	-
	容 器 貯 蔵	3%	8,520	-	7,800	720	-	-	-	-
		6%	200	200	-	-	-	-	-	-
耐 ア ル コ ー ル 泡 消 火 薬 剤 (ℓ)	合 計	3%	74,398	25,920	32,066	8,000	4,000	-	4,412	-
		6%	80,010	26,700	52,510	-	-	800	-	-
	自 動 車 積 載	3%	4,000	-	-	-	4,000	-	-	-
		6%	800	-	-	-	-	800	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	67,478	23,700	32,066	8,000	-	-	3,712	-
		6%	47,250	24,500	22,750	-	-	-	-	-
	容 器 貯 蔵	3%	2,920	2,220	-	-	-	-	700	-
		6%	31,960	2,200	29,760	-	-	-	-	-
粉 末 消 火 薬 剤 (kg)	合 計		91,350	11,288	21,928	2,000	2,794	-	-	53,340
	自 動 車 積 載		2,000	-	-	-	-	-	-	2,000
	固 定 消 火 設 備		71,364	4,845	19,589	2,000	-	-	-	44,930
	容 器 貯 蔵		17,986	6,443	2,339	-	2,794	-	-	6,410
流 出 油 処 理 剤 (ℓ)			51,000	22,232	15,886	8,556	1,948	18	2,360	-
オイルフェンス(m)		B	1,420	180	220	140	280	60	320	220
		A	24,784	9,494	5,180	2,970	3,060	60	2,820	1,200

3 京浜港（横浜・川崎）における津波対策に関する関係機関との合同指針

1 目的

本指針は、京浜港（横浜区及び川崎区に限る。以下同じ。）における津波対策、特に船舶の対応について必要な事項を定めておくことにより、津波注意報以上※が発表された場合において、港内における迅速な人命及び財産の保護並びに船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

※「津波注意報以上」とは、気象庁が気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定に基づき、地震に伴い津波の発生のおそれがある場合に発表する大津波警報、津波警報及び津波注意報をいう。

2 地震や津波に関する情報の入手経路の確認

船舶、係留施設、代理店など船舶の運航に関わる関係者は、日頃から、地震や津波に関する情報入手方法及び船舶への伝達経路を前もって確認しておくことが重要である。

3 通常時に行うべき検討

船舶及び係留施設にあつては、京浜港内において船舶が安全且つ的確に避難できるように事前に以下の検討を行っておく必要がある。

（1）船舶

船長は、各種資料及び既存の運航に関するマニュアル等に基づき、京浜港内への津波の到達予測時間及び高さ等を勘案しつつ、京浜港船舶津波対策協議会が定めた、別添1「津波に対する船舶対応要領一覧表」（以後「一覧表」と記載）を基準に自船が取るべき対応を検討しておくこと。

（2）係留施設

係留施設の管理者は、各種資料に基づき、京浜港内や管理している係留施設への津波の到達予測時間及び高さ等を勘案しつつ、京浜港船舶津波対策協議会が定めた一覧表を基準に、関係船舶との連絡体制、荷役中止基準及び作業員等の避難体制など、津波到来時に船長が取るべき対応の判断に資する資料を作成し、事前に関係者に周知しておくこと。

4 地震・津波発生時にとるべき対応

船舶、係留施設、代理店など船舶の運航に関わる関係者は、地震・津波発

生時において京浜港内の在泊船舶が安全且つ的確に避難できるように以下の措置を講ずる必要がある。

(1) 地震発生時

- ・上記2に基づき、直ちに関係船舶に伝達すること。
- ・船舶は、引き続き関係情報の収集に努めること。

(2) 津波注意報以上などの情報を入手した場合

- ・上記2に基づき、直ちに関係船舶に伝達すること。
- ・東京湾内湾に津波注意報以上が発表された場合、船長は、上記3(1)に基づき必要な対応をとること。

(3) 津波の恐れがなくなった後の措置

船舶の船長及び係留施設の管理者は、津波注意報以上が解除されたときは、自船及び自らが管理する係留施設の被害状況、船舶の離着栈の可否、周辺水域の安全等について調査し、被害が認められた場合は、遅滞なく港長に通報すること。

5 注意

(1) 港長による勧告（別添2参照）

東京湾内湾に津波注意報以上が発表されたときは、京浜港長から一覧表を踏まえた勧告が発令される。

なお、通信手段の遮断等による情報伝達の遅延も想定されることから、気象庁から津波注意報以上が発表された場合、京浜港長からの「勧告」の伝達の有無にかかわらず、船舶は、当協議会で定めた「一覧表」により対応すること。

(2) 本要領の改定

本要領は、新たに京浜港に係る津波被害シミュレーション、津波ハザード・マップ等が利用可能となるなどの機会をとらえて、適宜、必要な改定を行うものとする。

(3) 避難勧告等の伝達訓練

原則毎年1回以上、別添3による勧告の伝達訓練を実施するものとする。

附 則 平成17年 8月25日施行
 附 則 平成27年 6月10日改正
 附 則 平成28年 2月29日改正

別添 1

津波に対する船舶対応要領一覧表

「津波警報等」に対する対応

津波警報・注意報の種類		津波来襲 までの時 間的余裕	港内着岸船				航行船(着岸岸作業時を含む)		工事中作業中
			大型、中型(漁船を含む)	一般船舶 (荷役・作業船含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船 等)	錨泊船、浮標係留船 —	大型、中型船 (漁船含む)	小型船 (プレジャーボート、小型漁船等)	
大津波警報	10m超又は「巨大」 (10m<予想高さ 10m)	無し	危険物積載船舶 ○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は陸上避難	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は陸上避難	○ 陸上避難	○ 荷役・作業中止 ○ 港内避泊	○ 港内避泊	○ 港内避泊又は着岸後陸上避難 ○ 陸上避難	○ 工事・作業中止 ○ 陸上避難
	(5m<予想高さ 10m) 5m (3m<予想高さ 5m)	有り	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は陸上避難	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は陸上避難	○ 陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○ 荷役・作業中止 ○ 港外退避	○ 港外退避	○ 着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は港外 退避	○ 工事・作業中止 ○ 港外退避又は流出防止措置
津波警報	3m又は「高い」 (1m<予想高さ 3m)	無し	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は陸上避難	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は陸上避難	○ 陸上避難	○ 荷役・作業中止 ○ 港内避泊	○ 港内避泊	○ 港内避泊又は着岸後陸上避難 ○ 陸上避難	○ 工事・作業中止 ○ 陸上避難
		有り	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は陸上避難	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は陸上避難	○ 陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○ 荷役・作業中止 ○ 港外退避	○ 港外退避	○ 着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は港外 退避	○ 工事・作業中止 ○ 港外退避又は流出防止措置
津波注意 報	1m (0.2<予想高さ 1m)	—	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は港外退避	○ 荷役・作業中止 ○ 係留避泊又は港外退避	○ 陸揚げ固縛又は係留強化 後陸上避難 (場合によっては港外退避)	○ 荷役・作業中止 ○ 港内避泊 (場合によっては港外退避)	○ 港外退避	○ 着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後陸上避難又は港外 退避	○ 工事・作業中止 ○ 港外退避又は流出防止措置
備考			小型船でも十分津波に対応 できる海域が港外に存在し、 かつ、避難する時間的余裕 がある場合は港外退避でも 可。						

【用語の定義】

大型船： タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
中型船： 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
小型船： プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
危険物積載船： ばら積のタンカー船(非危険物の石油類積載船含む)、放射性物質積載船、火薬類積載船をいう。
陸上避難： 船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
係留避泊： 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する。
港内退避： 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する。
港外退避： 安全に港外まで航行可能(航路内は津波の流速が早く注意が必要)な場合に実施。可能であれば第一波到達までの時間(余裕時間)までに避難できることが望ましい。
湾外退避： 湾上で津波に対応する場合は、津波の砕波に十分注意すること。砕波は、水深が浅くなることで発生しやすいことから、津波の影響を少なくするためには、少なくとも
水深50メートル以上の水域で航行することが望ましい。
陸揚げ固縛： プレジャーボート、漁船の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

【注意事項】

警告時の港内管制信号： 港長から勧告が発令された場合、管制信号は「O」(出港信号)となる。
東海地震に関連する情報： 東海地震は、日本で唯一直前予測の出来る可能性のある地震と考えられており、前兆現象の観測及び発生が予知された場合は、気象庁から以下の情報が発表される。
＜東海地震に関する調査情報(臨時)＞ 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表。
＜東海地震注意情報＞ 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表。
＜東海地震予知情報＞ 東海地震が発生する恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表。
上記情報のうち、東海地震予知情報が発表された場合は、港内への津波予測等を踏まえ、「一覧表」によるいづれかの措置をとるよう港長から勧告が発令される。

別添 2、3については省略

1 臨海部各島の避難にあたっての留意事項

町 名	地 域 特 性	避 難 所 等		学校の収容 可能人数※	主要道路
		帰宅困難者一時滞在施設等	町 外※		
浮島町	①浮島町及び小島町の特定事業所数 第一種 7（浮6、小1）、第二種 12（浮11、小1）及び東芝原子力技術研究所がある（原子力災害対策特別措置法の適用される施設） ②浮島町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員6,595人、住民1人 合計6,596人 ③浮島町は、浮島橋が使用できない場合、409号線が利用できなくなる。ただし、高速神奈川6号川崎線の浮島ICがあり、東京アクアライン、首都高速湾岸線・神奈川1号横羽線が利用できる。 ④孤立化した場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	浮島処理センター かわさきエコ暮らし未来館 浮島町公園（2.2万㎡）	国道409号線沿いの指定避難所 ◎殿町小:3,885（1,770） 大師中:7,167（2,571） 東門前小:4,286（2,798） 大師小:4,804（1,536） 旭町小:4,194（1,605）	24,336 （10,280）	国道409号線 （高速神奈川6号川崎線、東京アクアライン、首都高湾岸線）
東扇島 扇島	①東扇島及び扇島の特定事業所数 第一種 2（東1、扇1）、第二種 1（東1） ②所在者はほとんどが従業員である。 従業員11,017人、住民5人、合計11,022人 ③川崎港海底トンネルが使用できない場合でも、高速湾岸線東扇島ICがあり、高速湾岸線が利用できる。 ④東扇島東公園及びマリエンにヘリポートがある。 ⑤耐震岸壁が2ヶ所あり、護衛艦等大型船の接岸が可能である。 ⑥東扇島北公園付近の堀込部に設置してある浮き桟橋を利用し、船舶による避難が可能である。 ⑦孤立化した場合、島内のより安全な施設への屋内退避も併せて検討する。	港湾振興会館（マリエン） 東扇島福利厚生センター（マリンプラザ） かわさきファズ物流センター 東扇島東公園 東扇島西公園	川崎駅東扇島線～扇町夜光線沿いの指定避難所 ◎四谷小:5,842（1,542） 南大師中:5,205（1,887） 川中島小:5,679（1,911） 川中島中:6,578（2,156） 市立川崎高校・附属中学校:11,499（5,105） 富士見中:3,012（2,353） 宮前小:4,676（1,735）	42,491 （16,689）	国道357号線～川崎駅東扇島線～扇町夜光線 （首都高湾岸線）
千鳥町	①千鳥町及び夜光町の特定事業所数 第一種 9（千5、夜4）、第二種 6（千6） ②千鳥町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員3,273人、住民8人 合計3,281人 ③千鳥橋及び海底トンネルが使用できない場合、船舶により避難する。 ④千鳥町に仮設置している浮き桟橋を活用し、船舶での避難が可能である。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	船客待合所			川崎駅東扇島線～扇町夜光線
水江町	①水江町の特定事業所数 第一種 3 ②水江町の所在者は従業員である。 従業員3,732人、住民0人 合計3,732人 ③水江運河にかかる道路及びJFE海底トンネルが使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き桟橋が利用できる場所を塩浜運河、京浜運河及び池上運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	川崎エコタウン会館	皐橋水江町線沿いの指定避難所 ◎桜本中:4,470（1,550） さくら小:6,784（1,559） 藤崎小:4,006（1,670） 東大島小:3,461（1,389） 向小:4,717（1,379） 田島支援学校桜校:3,639（1,334）	27,077 （8,881）	皐橋水江町線
扇町	①扇町の特定事業所数 第一種 1、第二種 4 ②扇町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員3,754人、住民44人 合計3,798人 ③扇橋が使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き桟橋が利用できる場所を池上運河、京浜運河及び田辺運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	なし	川崎駅扇町線沿いの指定避難所 ◎臨港中:4,591（2,015） 大島小:5,611（1,712） 渡田小:5,837（2,224） 田島小:4,540（1,526） 渡田中:6,158（2,004） 新町小:4,654（1,366） 川崎小:4,087（1,606）	35,478 （12,453）	川崎駅扇町線
大川町	①大川町及び白石町の特定事業所数 第二種 2（大1、白1） ②大川町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員2,422人、住民1人 合計2,423人 ③大川町が孤立化した場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き桟橋が利用できる場所を田辺運河及び京浜運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	大川町産業会館	池田浅田線沿いの指定避難所 ◎浅田小:3,965（1,233） 東小田小:4,527（1,287） 小田小:4,204（2,044） 京町中:7,464（1,636） 田島中:6,153（2,020） 京町小:4,705（1,773） 川崎中:5,621（1,876）	36,639 （11,869）	池田浅田線
備 考	市の公的施設については、参考として記述 ◎の避難所は、川崎市地域防災計画資料編で各島の避難所として指定されている学校 ※学校の後の数字は、収容可能人数（カッコ内は屋内収容人数）				

1 臨海部各島の避難にあたっての留意事項

町 名	地 域 特 性	避 難 所 等		学校の収 容可能人 数※	主要道路
		帰宅困難者一時滞在施設等	町 外※		
浮島町	①浮島町及び小島町の特定事業所数 第一種 8（浮7、小1）、第二種 11（浮10、小1）及び東芝原子力技術研究所がある（原子力災害対策特別措置法の適用される施設） ②浮島町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員6,844人、住民1人 合計6,845人 ③浮島町は、浮島橋が使用できない場合、409号線が利用できなくなる。ただし、高速神奈川6号川崎線の浮島ICがあり、東京アクアライン、首都高速湾岸線・神奈川1号横羽線が利用できる。 ④孤立化した場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	浮島処理センター かわさきエコ暮らし未来館 浮島町公園（2.2万㎡）	国道409号線沿いの指定避難所 ◎殿町小:3,725（1,610） 大師中:6,632（2,091） 東門前小:3,785（2,270） 大師小:4,505（1,237） 旭町小:4,962（2,373）	23,609 （9,581）	国道409号線 （高速神奈川6号川崎線、東京アクアライン、首都高湾岸線）
東扇島 扇島	①東扇島及び扇島の特定事業所数 第一種 3（東1、扇2）、第二種 1（東1） ②所在者はほとんどが従業員である。 従業員14,992人、住民5人、合計14,997人 ③川崎港海底トンネルが使用できない場合でも、高速湾岸線東扇島ICがあり、高速湾岸線が利用できる。 ④東扇島東公園及びマリエンにヘリポートがある。 ⑤耐震岸壁が2ヶ所あり、護衛艦等大型船の接岸が可能である。 ⑥東扇島北公園付近の堀込部に設置してある浮き桟橋を利用し、船舶による避難が可能である。 ⑦孤立化した場合、島内のより安全な施設への屋内退避も併せて検討する。	港湾振興会館（マリエン） 東扇島福利厚生センター（マリンプラザ） かわさきファズ物流センター 東扇島東公園 東扇島西公園	川崎駅東扇島線～扇町夜光線沿いの指定避難所 ◎四谷小:5,698（1,398） 南大師中:4,821（1,503） 川中島小:5,263（1,495） 川中島中:6,226（1,804） 市立川崎高校・附属中学校:4,440（4,440） 富士見中:2,917（2,193） 宮前小:4,564（1,623）	33,929 （14,457）	国道357号線～川崎駅東扇島線～扇町夜光線 （首都高湾岸線）
千鳥町	①千鳥町及び夜光町の特定事業所数 第一種 10（千6、夜4）、第二種 6（千6） ②千鳥町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員3,262人、住民8人 合計3,270人 ③千鳥橋及び海底トンネルが使用できない場合、船舶により避難する。 ④千鳥町に仮設置している浮き桟橋を活用し、船舶での避難が可能である。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	船客待合所			川崎駅東扇島線～扇町夜光線
水江町	①水江町の特定事業所数 第一種 3、第二種 1 ②水江町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員3,355人、住民0人 合計3,355人 ③水江運河にかかる道路及びJFE海底トンネルが使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き桟橋が利用できる場所を塩浜運河、京浜運河及び池上運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	川崎エコタウン会館	皐橋水江町線沿いの指定避難所 ◎桜本中:4,214（1,294） さくら小:6,912（1,687） 藤崎小:4,954（1,718） 東大島小:3,317（1,245） 向小:4,765（1,427） 田島支援学校桜校:1,134（1,134）	25,296 （8,505）	皐橋水江町線
扇町	①扇町の特定事業所数 第一種 1、第二種 4 ②扇町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員3,504人、住民58人 合計3,562人 ③扇橋が使用できない場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き桟橋が利用できる場所を池上運河、京浜運河及び田辺運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	なし	川崎駅扇町線沿いの指定避難所 ◎臨港中:4,993（1,535） 大島小:5,227（1,328） 渡田小:4,973（1,360） 田島小:4,332（1,318） 渡田中:5,918（1,764） 新町小:4,622（1,334） 川崎小:3,975（1,494）	34,040 （10,133）	川崎駅扇町線
大川町	①大川町及び白石町の特定事業所数 第二種 2（大1、白1） ②大川町の所在者はほとんどが従業員である。 従業員2,414人、住民1人 合計2,415人 ③大川町が孤立化した場合、船舶により避難する。 ④港湾局が整備する浮き桟橋が利用できる場所を田辺運河及び京浜運河沿いで検討する。 ⑤船舶による避難が困難な場合、島内のより安全な施設への屋内退避を検討する。	大川町産業会館	池田浅田線沿いの指定避難所 ◎浅田小:3,839（1,107） 東小田小:4,607（1,367） 小田小:3,916（1,756） 京町中:7304（1,476） 田島中:5,769（1,636） 京町小:4,673（1,741） 川崎中:5,477（1,732） 南部防災センター:345（76）	35,930 （10,891）	池田浅田線
備 考	市の公的施設については、参考として記述 ◎の避難所は、川崎市地域防災計画資料編で各島の避難所として指定されている学校 ※学校の後の数字は、収容可能人数（カッコ内は屋内収容人数）				

【参考】 東海地震に関する事前対策計画

第1章 総則

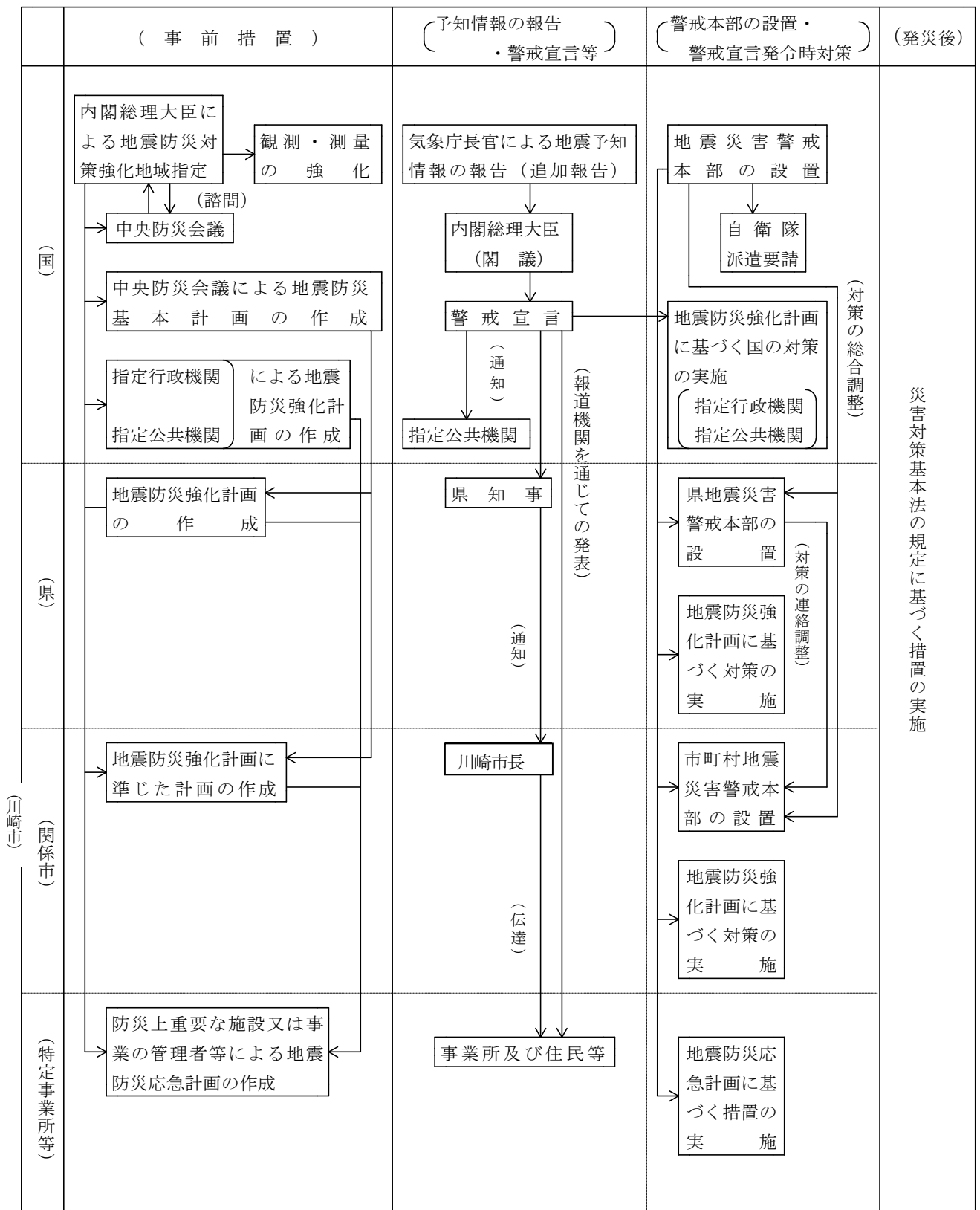
第1節 計画の目的【危機管理本部、横浜地方気象台】

- 1 この計画は、臨海部における、東海地震の発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画及び川崎市地域防災計画（震災対策編）に基づき、市のとるべき事前措置の基本的事項を定めるとともに、県等の防災関係機関等が行う事前措置の基本的事項を取りまとめ、東海地震の事前対策の推進を図ることを目的とする。
- 2 この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられたときから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に定める。

情報の種類	情 報 の 内 容	配備体制
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	— —
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される情報	危機管理本部の体制を強化し、警戒体制を確立する。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	東海地震警戒本部を設置する。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	災害対策本部を設置する。

第2節 東海地震に関する事前対策の体系【危機管理本部】

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第2章 東海地震に関する予防対策計画

東海地震が発生した場合に、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、その他の災害の発生及び拡大を防止するため、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「東海地震注意情報等」という。）発表時並びに警戒宣言発令時において実施する地震防災応急対策を事前に整備する。

川崎市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時に応じた体制を確立するため、県等と連携して、特定事業所等に対する指導を強化するとともに、地震防災上必要な教育、広報及び防災訓練を実施して、地震防災応急体制の確立を図る。

第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、大震法に規定する地震防災応急計画に準じた計画等を作成し、東海地震注意情報等が発表された場合及び警戒宣言が発令された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

（1）計画等を策定すべき事業所

- ア 石災法第2条に規定する特定事業所
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所
- ウ 消防法第14条の2第1項に定める「予防規程」を定めなければならない事業所
- エ その他、防災関係機関が計画等の策定の必要を認めた事業所

（2）計画等の内容

特定事業所等が作成する地震防災応急計画等については、各指導機関が定める基準等によるものとし、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時において必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。

地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。

ア 地震防災応急組織及び動員に関すること

事業所の機構及び実態に応じて、応急措置が確実かつ系統的に実施できる組織を定める。

特に、通常勤務体制時と夜間、休日体制時に分けて整備するよう努める。

（ア）応急措置を行うための組織編成及び業務分担の明確化

（イ）応急措置業務責任者不在時における代行者の指定

（ウ）動員を要する職員の範囲、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における自主参集方法等の明示

イ 東海地震注意情報等及び警戒宣言の発令情報の受伝達に関すること

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の受理体制及びその内容を全従業員に確実かつ速やかに周知させる伝達系統及び方法について定める。

ウ 危険物、高圧ガス施設等の運転及び作業の停止等に関すること

地震発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、危険物、高圧ガス施設等につ

いては、緊急に停止した場合に危険が発生する施設を除いて、操業の停止若しくは制限することを原則とし、各施設の実態を十分配慮した具体的措置の手順方法を定める。

エ 緊急停止措置に係る免責規定

地震発生時に装置等を緊急停止する場合における免責規定を準備する。

オ 危険物施設等の安全措置に関すること

- (ア) 屋外危険物タンクの液面の平均化
- (イ) 装置、配管等のバルブ類の閉止
- (ウ) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置

カ 事業所構内の一般的制限措置等に関すること

- (ア) 火気使用施設等の使用の停止及び制限措置
- (イ) 協力会社等の工事の中止及び制限の指示とその場合の安全措置
- (ウ) 事業所構内の出入制限及び関係者以外の者に対する対処、避難誘導措置
- (エ) タンクローリー、船舶等の退避等の措置

キ 施設・整備及び防災資機材等の整備点検に関すること

- (ア) 緊急停止装置及び緊急遮断弁等の緊急制御装置
- (イ) 散水設備、除害設備、ガス漏れ検知警報等設備等の保安設備
- (ウ) 放送設備、無線設備等の通報設備
- (エ) 防災上重要な設備に係る非常用電源設備等

ク 自衛防災組織等に関すること

- (ア) 消防車両等自衛消防組織の警戒配備
- (イ) 貯水槽その他の消防用設備等の機能確認
- (ウ) その他の防災資機材等の確認配備

ケ 関係事業所等との連携協力に関すること

関係事業所等との連絡及び相互協力事項について定める。

コ 地震防災に関する教育、広報及び訓練に関すること

職員（協力会社職員も含む。）に対する定期的な教育及び訓練の実績について定める。
なお、周辺の地域住民への広報についても定めておくよう努める。

サ その他の必要事項

2 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

特定事業所等は、職員及び協力会社の職員に対し、事業所全体又は各所属を単位として、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の応急措置をはじめとする必要な防災教育を、年間教育計画を定めて実施する。

ア 東海地震注意情報等及び警戒宣言の性格並びにこれに基づく具体的応急措置の内容

イ 東海地震に関する知識

ウ 正確な情報の入手方法

エ 東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の各自の任務分担

オ 今後地震対策として取り組む必要がある課題

(2) 防災訓練

特定事業所等は、地震防災応急対策について円滑な実施を図るため、年間計画を定めて、事業所全体又はそれぞれの応急措置等について訓練を実施する。

また、特定事業所等は、防災関係機関、特別防災区域協議会及び共同防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域全体の防災体制の強化に努力する。

第2節 本市

市は、独自に又は県等の防災関係機関と協力して、地震防災上必要な教育、広報及び訓練を実施する。

1 防災教育及び広報の実施

(1) 市の職員に対する教育

市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の応急対策を的確に実施するため、それぞれの職員に対し、必要な防災教育を実施する。

(2) 特定事業所等に対する教育及び広報

市は、特定事業所の防災管理者等に対し、研修会、講習会等を利用して、定期的に又は随時に防災に関する必要な事項を実施する。

また、地域住民等に対しては、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時にとるべき石油コンビナート等防災対策の内容について周知を図るため、日頃から広報に努める。

2 防災訓練の実施

市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、独自に又は県等の防災関係機関と合同で定期的に防災訓練を実施する。

第3章 東海地震に関する地震防災応急対策

本市、県等の防災関係機関並びに特定事業所等は、東海地震注意情報等の発表から東海地震が発生するまでの間において、災害の発生及び拡大の防止又は被害の軽減を図るため、地震防災応急対策を実施する。

第1節 市の活動体制等【危機管理本部】

東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策に係る組織は、第4部応急対策第1章防災組織体制に定める現地本部による活動体制とする。

1 市の活動体制

(1) 東海地震に関する調査情報（臨時）発表時

総務企画局危機管理室の体制を強化し、川崎市災害警戒体制を確立し、続報を逃さない情報収集体制をとる。

(2) 東海地震注意報発表時

東海地震注意情報が発表されたときは、川崎市東海地震警戒本部（以下「東海地震警戒本部」という。）を設置して、警戒体制にあたる。

なお、組織及び配備については、第4部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。

(3) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時

ア 現地本部の設置

防災本部長（神奈川県知事）の指示に基づき、関係市に現地本部を設置する。

イ 現地本部会議の開催

現地本部長（川崎市市長）は、現地本部員を招集し、現地本部会議を開催する場合において市災害対策本部と一体的運営を図ることが必要と認めるときは、合同本部会議を開催する。

なお、組織及び配備については、第4部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。

ウ 現地本部事務局

現地本部事務局は、市災害対策本部の事務局と統一的に実施する。

2 職員の配備【危機管理本部】

(1) 配備基準

東海地震注意情報が発表された場合、本部要員は、必要な情報の受伝達及び警戒宣言時の対応措置が円滑に実施できるよう体制をとる。

なお、防災活動上必要と認められるときは、各局及び川崎区長の判断により、配備体制を強化することができる。

(2) 勤務時間外の動員の方法

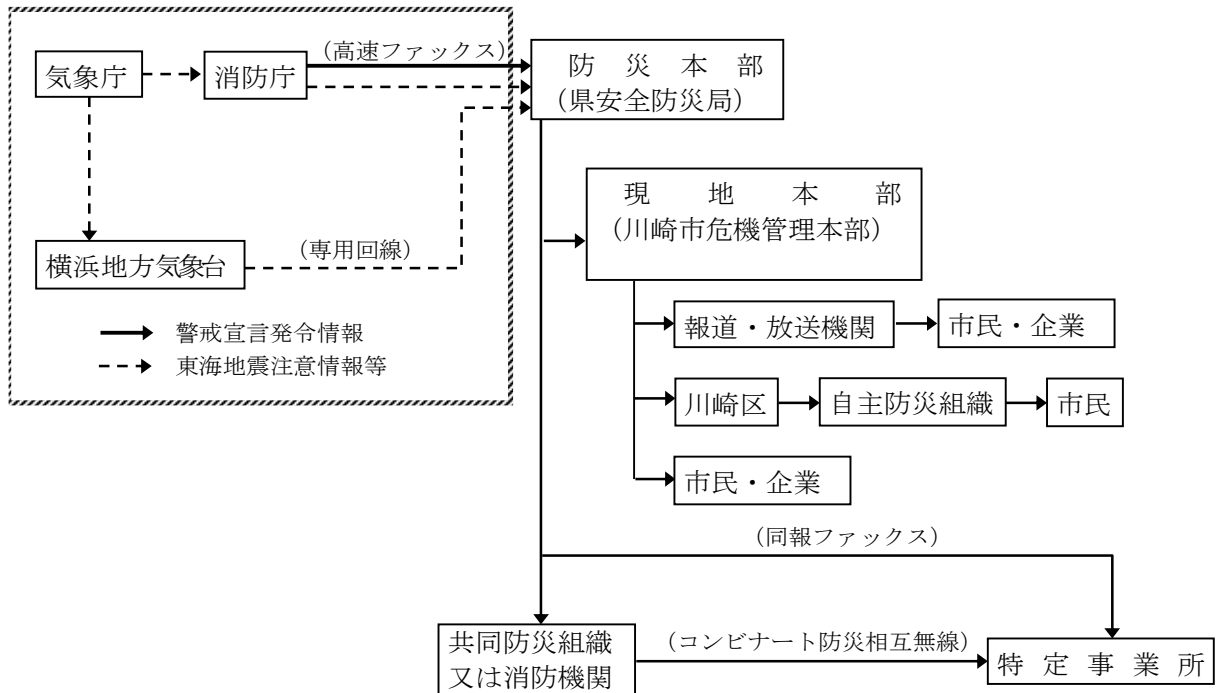
東海地震注意情報が発表された場合、電子メール、有線電話等により本部要員へ非常連絡することを原則とするが、当該連絡が届かない場合においても、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、参集連絡を待つことなく自動参集しなければならない。

第2節 情報の受伝達及び広報【危機管理本部、各局室区】

1 防災関係機関等の受伝達

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報に関する連絡報の伝達は、次の系統図により行う。

(1) 伝達系統



(2) 伝達内容

- ア 防災本部から東海地震注意情報等の伝達を受けるとともに、防災本部の指示を受けて、現地本部設置の準備を行う。
- イ 警戒宣言発令に伴い、防災本部からの指示を受けて、現地本部を設置する。
- ウ 東海地震注意情報等の解除に関する情報が発表された場合は、防災本部からの指示を受け、活動体制等を解除する。

2 地域住民等への広報

(1) 東海地震注意情報発表時の措置【危機管理本部、消防局、川崎区】

ア 市が実施する広報

市民・企業・防災関係機関等に対して、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市防災行政無線、かわさきFM等を通じて冷静な行動・対応をとるよう広報するとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や総合防災情報システム（防災情報ポータルサイト、一斉通知及び電子メールを含む。）等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について特に配慮を行うものとする。

イ 防災関係機関等が実施する広報

電気・ガス・通信・鉄道等の防災関係機関は、市民及び施設利用者に対して、東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関に

応じた広報を実施する。

ウ 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表に伴い、混乱が発生する恐れのあるとき、又は混乱が発生したときは、市及び防災関係機関等（県警察、鉄道機関、バス機関等）は協力してこれらの混乱の発生防止及び収拾に努める。

（２）警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時の措置【危機管理本部、消防局、川崎区】

ア 市が実施する広報

警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

（ア）広報内容

- ・ 警戒宣言の内容、市内の震度及び津波の予測
- ・ 市長から市民への呼びかけ
- ・ 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
- ・ 地域住民が取るべき措置
- ・ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- ・ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

（イ）広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、電子メール、緊急速報メール、市防災行政無線、地震防災信号（警鐘、サイレン）、広報車、テレビ神奈川データ放送、かわさきFM、消防ヘリコプター、自主防災組織等を通じる伝達ルートを用いて行うとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や総合防災情報システム（防災情報ポータルサイト、一斉通知及び電子メールを含む。）等により伝達する。

イ 防災関係機関等が実施する広報

電気・ガス・通信・鉄道等の防災関係機関は、住民及び施設利用者に対して、警戒宣言の内容、交通機関及びライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を実施する。

県等は、住民等に対する情報の伝達を次のとおり実施する。

防災関係機関	情報伝達（広報）方法
県	テレビ・ラジオ放送
県 警 察	パトロールカー、ヘリコプターによる広報
報 道 機 関	テレビ・ラジオ放送、新聞等

（３）事前避難

警戒宣言時における事前避難の実施については、次のとおりとする。

ア 避難の基本方針

警戒宣言が発令された場合の避難の指示等は原則として行わない。

ただし、住民が自発的に避難をしてきたときは、川崎区長は避難所を開設し、避難者を受け入れる。

イ 避難状況等の報告

川崎区長は、市長に避難の状況、その他の措置について報告する。

なお、市長は、事前避難の実施状況等を県知事に報告する。

- (4) 東京湾在泊及び航行船舶への東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の伝達

第三管区海上保安本部は、東京湾在泊及び航行船舶に対する情報の伝達を実施する。

第3節 警戒措置

1 特定事業所等における警戒措置

警戒宣言が発令された場合、特定事業所等は、第一次的に地震災害の未然防止を図るため、それぞれの地震防災応急計画等に基づき、次の措置を実施する。

なお、東海地震注意情報等を受理した時から、保安要員を確保し、応急対策実施の準備に努める。

- (1) 地震防災応急組織の確立と東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の内容の全従業員への周知徹底
- (2) 危険物施設の操業の停止又は制限
- (3) 高圧ガス製造施設の運転及び作業の停止及び停止準備
- (4) 屋外タンクの油量の平均化
- (5) 装置、配管等のバルブ類の閉鎖
- (6) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置
- (7) 焼入油等の漏油防止措置
- (8) 一般火気使用施設、器具の使用停止又は制限
- (9) タンクローリー等の退避、保安措置
- (10) 構内工事、作業の中止又は制限
- (11) 事業所構内への出入制限、関係者以外の退所、避難誘導
- (12) 緊急停止装置及び緊急しゃ断弁の整備点検
- (13) 散水、除害設備等地震防災設備の整備点検
- (14) 自衛防災組織等の警戒配備、防災資機材の確認配備
- (15) その他の地震防災上必要な措置

2 消防局の警戒措置【消防局】

(1) 東海地震に関連する情報発表時

消防機関は、東海地震に関連する情報が発表された場合、早期に地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした警戒体制の確立を図り、被害の軽減を期するものとする。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、震災警戒第1号体制を発令し、通常警戒体制の中で続報を逃さない情報収集体制を確保する。

イ 東海地震注意情報

東海地震注意情報が発表された場合、震災警戒第2号体制を発令し、全職員により、全消防力をもって次の措置等を実施し、震災警戒体制を確立する。

なお、消防職員は動員命令を待つことなく速やかに所属等に参集する。

(ア) 消防局

- ・消防警戒本部の設置
- ・庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置

- ・消防ヘリコプターによる広報活動
- ・機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
- ・通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- ・その他必要な事項

(イ) 消防署

- ・方面警戒本部の設置
- ・事前計画に定める広報活動の実施
- ・庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置
- ・消防車両等の、及び機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
- ・通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- ・その他必要な事項

(2) 警戒宣言発令時

消防機関は、警戒宣言（東海地震予知情報発表）が発令された場合、東海地震に関する情報の発表に伴い確立した震災警戒体制を継続するとともに、次に掲げる措置を実施する。

ア 震災警戒体制

警戒宣言が発せられた場合は、消防警戒本部体制から消防指揮本部体制に移行する。

イ 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発せられたときは、全消防署及び各消防団器具置場において地震防災信号（警鐘・サイレン）を発し、地域住民等に伝達する。

ウ 地域住民等への広報

同時多発火災を予測し、地域住民等へ出火防止（火気使用の自粛）及び初期消火の徹底を図るため、消防職（団）員が広報車等を活用して広報を行う。

なお、広報時には、必ず警戒宣言の内容等を付加する。

エ 警戒宣言時における事業所等の対応措置指示

川崎市地震対策条例第 14 条に規程する指示及び警戒宣言が発せられたときは、第 2 章第 1 節に規定する事業所等において、地震防災応急計画に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。

オ 関係機関との調整

その他必要な措置について、県警察及び防災関係機関と事前協議を図る。

第 4 節 警備対策

1 県警察

県警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置

県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理したときは、直ちに神奈川県警察東海地震警戒警備本部を、各警察署に警察署東海地震警戒

警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署東海地震警戒警備本部と市（区）東海地震警戒本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行うものとする。

(2) 警戒宣言発令時対策等

県警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともにこれに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施するものとする。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

(イ) 各種情報の収集

(ウ) 市（区）東海地震警戒本部、市（区）災害対策本部及び関係機関との相互連絡

(エ) 住民等への情報伝達活動

イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行うものとする。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

(イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況

(ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置

(エ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

(オ) 不法事案を防止するための正確な情報

(カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により、社会秩序維持に万全を期するものとする。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

(イ) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防及び取締り

(ウ) 危険物による犯罪又は被害者発生防止のための予防及び取締り

(エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

(オ) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

(カ) 自主防犯活動等に対する指導

エ 施設等の点検及び整備

県警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えてその機能を保持するため、点検及び整備を実施するものとする。

2 海上保安庁【第三管区海上保安本部】

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとも

に、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

第5節 交通対策【県警察、指定公共機関、第三管区海上保安本部、指定地方公共機関】

1 道路

(1) 交通対策

県警察は、東海地震に関する情報等が発せられた場合において、交通の混乱を防止し、緊急交通路における緊急輸送車両の円滑な交通及び地域住民等の速やかな避難を図るため、あらかじめ策定された交通規制計画を基準として交通対策を実施する。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(ウ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

2 海上交通

(1) 避難勧告等

ア 港内にある巨大船及び危険物積載船（海上交通安全法に定める危険物積載船）に対し、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとする巨大船及び大型の危険物積載船に対しても入港を取り止め、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告する。

イ ア以外の危険物積載船及び岸壁等の損壊等により被害を受けるおそれのある停泊船舶については、港外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとするそれらの船舶に対しても入港を取り止め、安全な場所へ避難するよう勧告する。

ウ その他船舶に対しては、直ちに移動できる態勢をとるよう勧告し、又は安全な場所に避難するよう勧告する。

(2) 危険物の保安措置

ア 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な保安措置を講じさせる。

イ シーバース、危険物荷役岸壁、危険物取扱い事業所等の管理者に対し、海上への危険物流出措置を講ずるよう指導するとともに、オイルフェンス等の排出油防除資器材の準備を指導する。

(3) 工事作業等の中止

ア 工事作業等の施工者に対し、海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事作業等の中止等、必要な措置を講じさせる。

イ 港内における工事等を行う者に対し、中止を勧告する。

(4) 航路障害の発生防止

ア 送泥管、作業用足場、木材、筏、生簀、定置網、小型船舶等の所有者に対し、固縛又は陸上への

引揚げ等流出防止措置を講ずるよう指導する。

イ 陸上にあるコンテナ、自動車、木材等で地震動及び岸壁の損壊等により海面に落下するおそれのある物の所有者に対し、場所の移動、固定等による落下防止措置等を講ずるよう指導する。

ウ 海釣り公園等海洋施設の管理者に対し、利用客等をすみやかに避難させるよう指導するとともに、当該施設の流出を防止するための補強を行う等、必要な保安措置を講ずるよう指導する。

(5) 緊急輸送

ア 傷病者、医師等の緊急輸送については、すみやかにその要請に応じる。

イ 救援物資等の緊急輸送については、その輸送の緊急度を考慮し、可能な範囲においてその要請に応じる。

(6) 情報伝達

警戒宣言その他地震に関する情報、海上交通規制の状況等について巡視船艇等により周知に努める。

3 バス

(1) 基本方針

県警察の交通規制等の状況、市営バス運行の道路状況等の情報を的確に把握するとともに、災害対策本部及び各関係機関との緊密な連絡をとりながら、極力運行を確保することに努める。

(2) 警戒宣言の内容及び情報等の周知徹底

乗務員に対し、点呼時において、警戒宣言の内容及びに交通規制地域、路線及び区間の周知徹底を行う。

(3) 路線運行上における、最寄り避難場所、乗客の安全誘導等の指導徹底

運行中に地震が発生した場合における路線上の最寄りの避難場所及び乗客の安全誘導方法についての指導徹底を行う。

また、路線上における危険箇所（崖崩れの発生しやすい場所、危険物の多量貯蔵地域等）の確認を行う。

(4) 車両の非常扉等の点検

車両の非常扉、備え付け消火器等の機能について点検確認を行う。

(5) 施設等の点検

各営業所の建物、構築物等の倒壊及び危険物の流失の危険性について点検を行い、防護に努める。

(6) 燃料の確保

警戒宣言発令に伴い、交通規制等による燃料の供給が困難な状況になることが予想されるが極力、運行に必要な燃料の確保に努めるものとする。

(7) 動員体制の確認、徹底

地域防災計画に基づく動員体制並びに勤務時間外における参集場所及び分担等について確認徹底を行う。

第6節 緊急輸送対策【危機管理本部】

1 緊急輸送の実施

市は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施する。

(1) 警戒宣言発令時対策要員

- (2) 食糧、医薬品、防災資機材等の物資
- (3) その他必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送道路等の確保

市は、緊急輸送を実施するためあらかじめ指定した緊急輸送道路及び物資受入れ港を、関係機関と協力して確保する。

緊急輸送道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段も考慮する。

3 緊急輸送車両等の確保

(1) 県

県の緊急輸送車両等の確保体制は、次のとおり。

ア 車両の確保

(ア) 県保有車両の確保

(イ) 「緊急輸送車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づき関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼

(ウ) 関係業者（特殊車両等保有業者）

イ 航空機（ヘリコプター）の確保

(ア) 県、県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

(イ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づき民間ヘリコプター会社に対する協力要請

(2) 本市

市は、地域の状況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつ旋を依頼する。

(3) 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両の確保を行う。

4 緊急輸送車両

(1) 緊急輸送車両（確認対象車両）

緊急輸送車両は、大規模地震対策特別措置法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

エ 施設及び設備の整備並びに点検

オ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持

カ 緊急輸送の確保

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

ク その他、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

(2) 緊急輸送車両の確認申請

大規模地震対策特別措置法24条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第12条に規定する標章及び証明書の交付申請先は次によるものとする。

ア 県の調達車両については県知事に対して行う。

イ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察）に対して行う。